

障害者
分野

女川町

障害者計画	第7次
障害福祉計画	第7期
障害児福祉計画	第3期

障害のある人もない人も、
町民すべてが支え合い
安心して自立した暮らしができるまち
おながわの実現



シーパルちゃん

令和6年度～令和8年度
女川町

はじめに

本町では震災復興を通じながら、将来を見据えたまちづくりを町民や関係者の皆様とともに進めてまいりました。令和6年の春には新築の浦宿駅が供用開始され、出島架橋も年内にいよいよ開通します。また、旧第一小学校跡地は敷地整備に取り掛かり、子ども園や社会教育施設など浦宿地区での新たな拠点が今後形成されるなど、更なる生活基盤の充実に努めています。



本計画は、「女川町総合計画 2019」の政策目標である「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち」の保健・医療・福祉分野に位置づけられ、福祉の上位計画である「女川町地域福祉計画」に基づく、障害者福祉分野の計画として策定しています。

前の計画期間は、新型コロナウイルス感染症の流行と重なり、保健・医療・福祉の分野では、サービスの提供や利用の休止などが続き、障害児者やその家族、関係者には不安を抱える時期となりました。しかし、本町では、コロナ禍の影響はあったものの、一人ひとりへの支援を大切に、関係機関と連携し包括的な相談体制を目指し取り組んでまいりました。

今般、コロナ禍で見えてきた課題を整理しながら、引き続き基本理念である「障害のある人もない人も、町民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を継承した、新しい計画を策定しました。

庁内の保健医療福祉、町民生活、教育、住宅・まちづくりなどの部門の連携を目指すとともに、町内外のサービス事業所や石巻市女川町自立支援協議会、近隣市などとも連携したサービス提供体制を構築することで、障害児者とその家族はもとより、すべての町民が安心して暮らせる体制づくりを推進していきます。これにより、本町が石巻市、東松島市と進めている「石巻圏域2市1町SDGs 推進宣言」の理念である「誰一人取り残さない」にもつながる計画となると考えています。支え合いのもと皆が自分らしく暮らせるまちとなるよう努めてまいりますので今後も皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の作成に当たり、アンケート、ヒアリング等で貴重な御意見をいただきました町民の皆様、事業者の皆様、熱心なご審議をいただきました女川町老人等保健福祉計画推進委員会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

女川町長 須田善明

目次

第1部 計画の概要

第1章 計画の目的と枠組み	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 策定体制	4
5 計画の進行管理体制.....	5
6 法令・制度改正の動き	7

第2部 計画策定にあたっての現状と課題

第1章 障害のある人を取り巻く女川町の現状.....	9
1 人口・世帯	9
2 障害のある人の現状	11
3 障害福祉サービスの利用状況.....	15
4 アンケートの結果.....	22
5 関係機関へのヒアリング	41
6 自立支援協議会からの意見.....	45
7 前期計画の評価	47
第2章 計画策定にあたっての課題	51
1 計画策定にあたっての課題	51
2 課題と方向	52

第3部 女川町障害者計画(第7次)

第1章 計画の基本的考え方	55
1 基本理念.....	55
2 計画推進の考え方と視点.....	56
3 基本目標	57
4 重点施策	58
5 計画の体系	59
第2章 基本目標別の基本施策と取組.....	60
基本目標 1 住み慣れた暮らしを続ける仕組みづくり.....	60
1 相談支援体制の強化.....	60
2 地域移行・地域定着支援	61
3 生活安定のための支援.....	62
4 家族等への支援.....	62

基本目標2 いきいきとした生活を実現する支援	63
1 雇用・就労の促進.....	63
2 健康づくり・保健サービスの充実.....	63
3 生活支援体制の整備.....	64
基本目標3 障害児支援・療育体制の充実	65
1 発達支援・療育支援の充実.....	65
2 保育・教育の推進.....	66
基本目標4 障害福祉サービスの体制充実.....	67
1 障害福祉サービスの質の向上	67
2 福祉人材の確保・育成	67
基本目標5 共生社会の実現に向けたまちづくり.....	68
1 障害への理解と差別解消への取組の推進	68
2 権利擁護の充実	68
3 緊急時・災害時の安心・安全策の強化	69
4 支え合い助け合う社会の実現.....	70

第4部 障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)

第1章 障害福祉サービス等・障害児福祉サービスの成果目標	71
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	71
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	72
3 地域生活支援の充実.....	73
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	74
5 障害児支援の提供体制の整備等.....	76
6 相談支援体制の充実・強化等.....	78
7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築.....	79
8 発達障害者等に対する支援.....	79
第2章 障害福祉サービス等・障害児福祉サービスの量の見込みと確保策	80
1 障害福祉サービス等・障害児福祉サービスの内容.....	80
2 見込量と確保策.....	83
3 円滑なサービス提供のための方策	95

資料編

1 検討体制	97
2 検討経緯	98
3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための調査項目	99
4 障害福祉サービスの全体像.....	100
5 用語集	101

第1部 計画の概要

第1章 計画の目的と枠組み

1 計画の背景と目的

近年の障害者人口の増加や高齢化の進行、ライフスタイルの変化、さらには障害者権利条約の批准等により、障害者及びその家族に必要とされる支援が複雑化・多様化しています。

国では、こうした障害者を取り巻く環境の変化に対し、「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)の改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の施行・改正、「児童福祉法」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(以下「障害者文化芸術推進法」という。)の成立などの対応を行ってきました。

併せて、令和5年、国の障害者施策の最も基本的な計画である「第5次障害者基本計画」を、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念も基礎に策定しています。

本町では、これらの国の動きを踏まえ、「障害のある人もない人も、町民すべてが安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を基本理念に、「女川町障害者計画(第6次)・障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)」(以下「前期計画」という。)を策定し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援の充実に努めてきました。

本計画は、前期計画が令和5年度末に終了することから、障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体のものとして策定するものです。これにより、本町における障害者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にし、すべての町民が障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりの実現を目指していくものです。

<本計画とSDGsの関連>

本町では、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、国連サミットで採択された「SDGs(エスディーゼーズ:持続可能な開発目標)」¹を推進しています。

SDGsの推進にあたり、本町では、石巻市、東松島市とともに、「石巻圏域2市1町 SDGs推進宣言」を行い、圏域住民の一人ひとりを主役に、よりいっそうの連携・協力を深め、SDGsの視点にたった地域課題の解決を目指しています。

このSDGsの理念である「誰一人取り残さない」は、福祉関連計画の理念にも通じるものであり、本計画においても目指す目標としていくことが必要となっています。

¹ SDGs(持続可能な開発目標):国連が定めた2030年までの開発目標であり、「誰一人取り残さない」を目標に、現在また将来にわたり、豊かな暮らしができ発展できる社会を実現するために取り組む目標。

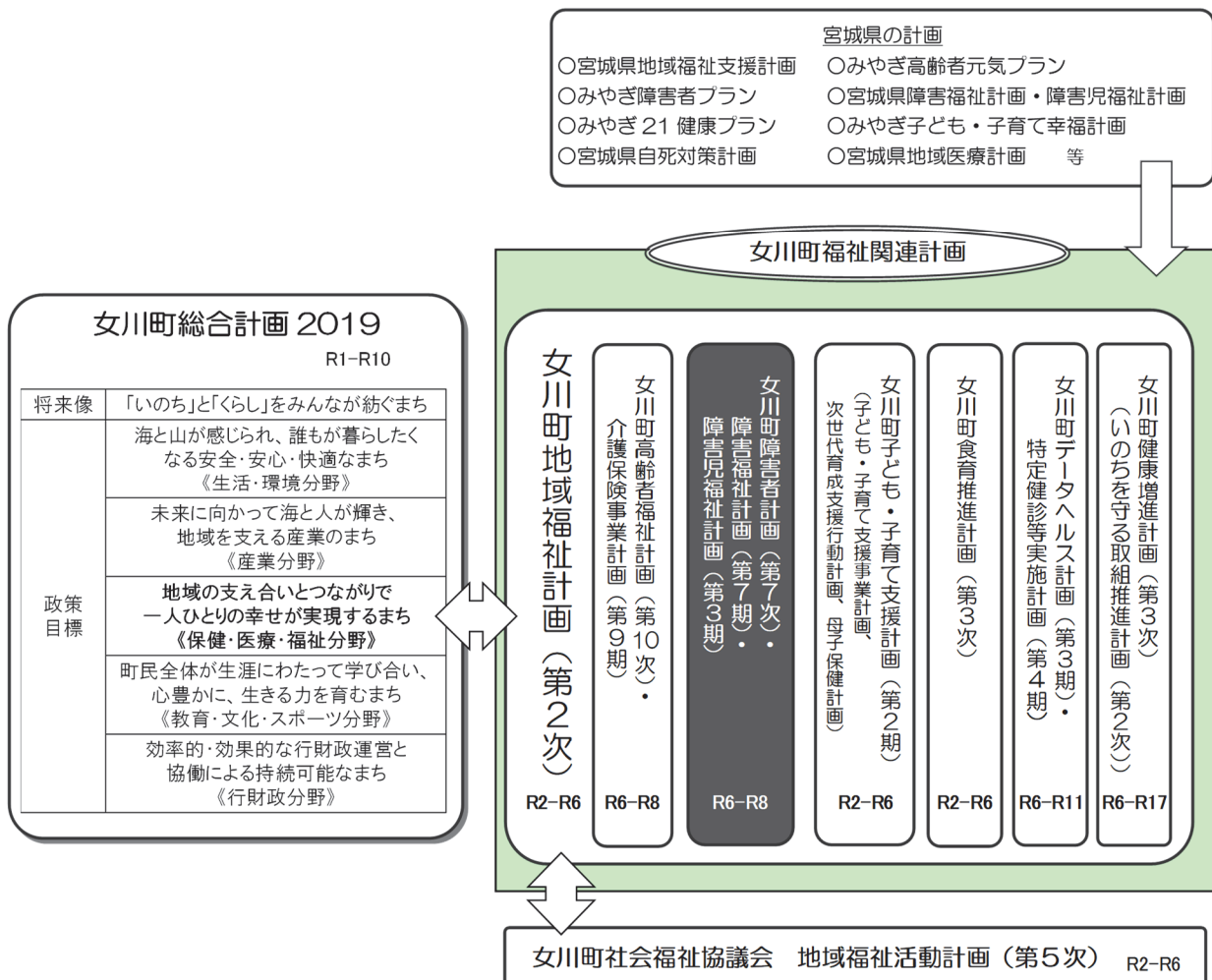
2 計画の位置づけ

本計画は、『いのち』と『暮らし』をみんなが紡ぐまちを町の将来像とした「女川町総合計画 2019」の福祉部門の計画である「女川町地域福祉計画(第2次)」を上位計画とする、障害福祉の部門別計画として位置づけられます。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、本町の他の福祉関連計画と整合性を持つ計画であり、その他の都市基盤・産業分野の計画や文化・教育分野の計画とも連携した計画です。さらに、国や宮城県の関連する計画とも整合性を持つ計画です。

図表 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。本計画も含めた、各福祉関連計画の計画期間は図表のとおりです。

図表 計画期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
女川町復興計画 女川町総合計画	女川町復興計画 H23～ 30年度	女川町総合計画 2019 R1～10年度										
地域福祉計画	地域福祉計画 (第1次)	地域福祉計画(第2次)					地域福祉計画(第3次)					
高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	高齢者福祉計画(第8次)・ 介護保険事業計画(第7期)	高齢者福祉計画(第9次)・ 介護保険事業計画(第8期)			高齢者福祉計画(第10次)・ 介護保険事業計画(第9期)							
障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画	障害者計画(第5次)・ 障害福祉計画(第5期)・ 障害児福祉計画(第1期)	障害者計画(第6次)・ 障害福祉計画(第6期)・ 障害児福祉計画(第2期)			障害者計画(第7次)・ 障害福祉計画(第7期)・ 障害児福祉計画(第3期)							
子ども・子育て支援計画 (子ども・子育て支援事業計 画、次世代育成支援行動計 画、母子保健計画)	子ども・子育て支援 計画(第1期)	子ども・子育て支援計画(第2期) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、母子保健計画)					子ども・子育て支援計画(第3期) (子ども・子育て支援事業計画、 次世代育成支援行動計画、母子保健計画)					
健康増進計画 (いのちを守る取組推進計画 (自殺対策計画))	健康増進計画(第2次)					健康増進計画(第3次)						
	いのちを守る取組推進計画(第1次)					(いのちを守る取組推進計画(第2次)) R6～R17年度						
データヘルス計画・ 特定健診等実施計画	データヘルス計画(第2期)・ 特定健診等実施計画(第3期)					データヘルス計画(第3期)・ 特定健診等実施計画(第4期)						
食育推進計画	食育推進計画 (第2次)	食育推進計画(第3次)					食育推進計画(第4次)					
女川町社会福祉協議会 地域福祉活動計画	地域福祉活動計画 (第4次)	地域福祉活動計画(第5次)					地域福祉活動計画(第6次)					

4 策定体制

(1)老人等保健福祉計画推進委員会での検討

学識経験者や各種団体、事業者、町民代表から構成された「女川町老人等保健福祉計画推進委員会」において検討しました。

(2)障害のある人に向けたアンケートの実施

障害のある人の日常生活の状況、地域生活の状況、障害福祉サービスの利用状況・利用意向、相談・情報、文化芸術活動、防災、障害者福祉施策への意向を探り、地域で安心して自立した生活をするための施策を検討すること、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に役立てることを目的とし、「女川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための調査」を実施しました。調査概要は以下のとおりです。

図表 「女川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための調査」調査概要

調査対象	対象者全数	356人
	①身体障害者手帳交付者	255人
	②療育手帳交付者	41人
	③精神障害者保健福祉手帳交付者	59人
	④サービス受給者	1人
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促兼礼状送付）	
調査時期	令和5年6月16日(金)～7月7日(金)	
有効回収数 (有効回収率)	全体:228(64.0%)	
	①身体障害者手帳交付者	179(70.2%)
	②療育手帳交付者	18(43.9%)
	③精神障害者保健福祉手帳交付者	31(52.5%)
調査項目	基本属性、住まい 日常生活、障害福祉サービス 外出、就労、相談・情報、文化芸術活動 防災、医療、権利擁護、施策 介助者の状況	

(3)関係機関へのヒアリング等での意見聴取

関係機関に計画策定に当たっての課題、要望等についてヒアリング等で意見聴取を行いました。

(4)自立支援協議会からの意見聴取

石巻市女川町自立支援協議会から現況・課題、計画に必要なこと等の意見をいただきました。

(5)パブリックコメント

計画策定に当たり、計画素案を町ホームページに掲載し、令和6年1月30日(火)から2月13日(火)まで、パブリックコメントを実施しました。

5 計画の進行管理体制

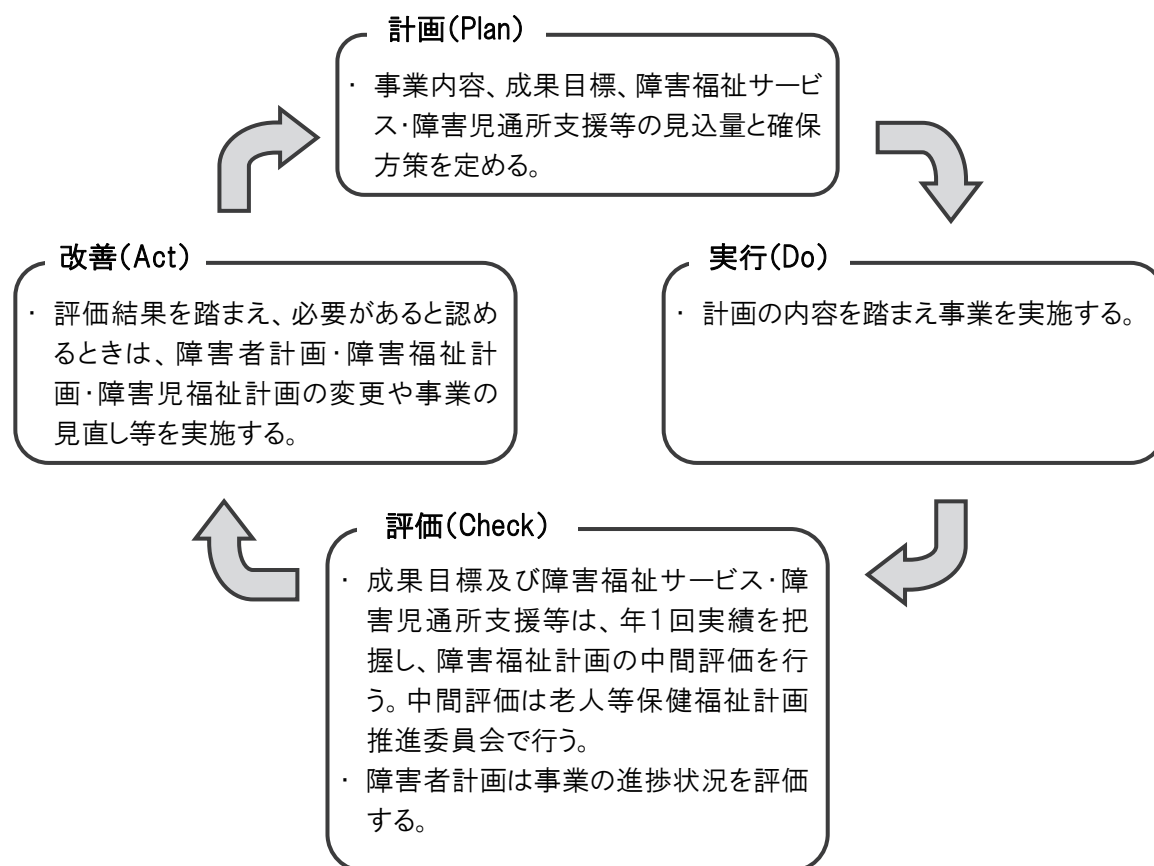
(1)老人等保健福祉計画推進委員会での点検・評価

本計画を着実に推進するため、老人等保健福祉計画推進委員会を継続開催し、計画の進捗状況の把握・点検を行います。

担当課を中心に関係機関及び障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、ニーズや地域における課題等に適切に対応し、障害福祉施策を推進します。

なお、計画の進捗に当たってはPDCAサイクルにより、老人等保健福祉計画推進委員会において、障害者計画の事業の進捗状況、障害福祉計画の成果目標、障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量について、年1回実績を報告することで評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表 PDCAサイクルの図



(2) 圏域での連携

障害福祉サービスは広域的に展開することが必要であるため、石巻市及び東松島市と合わせたサービス圏域を設定しています。

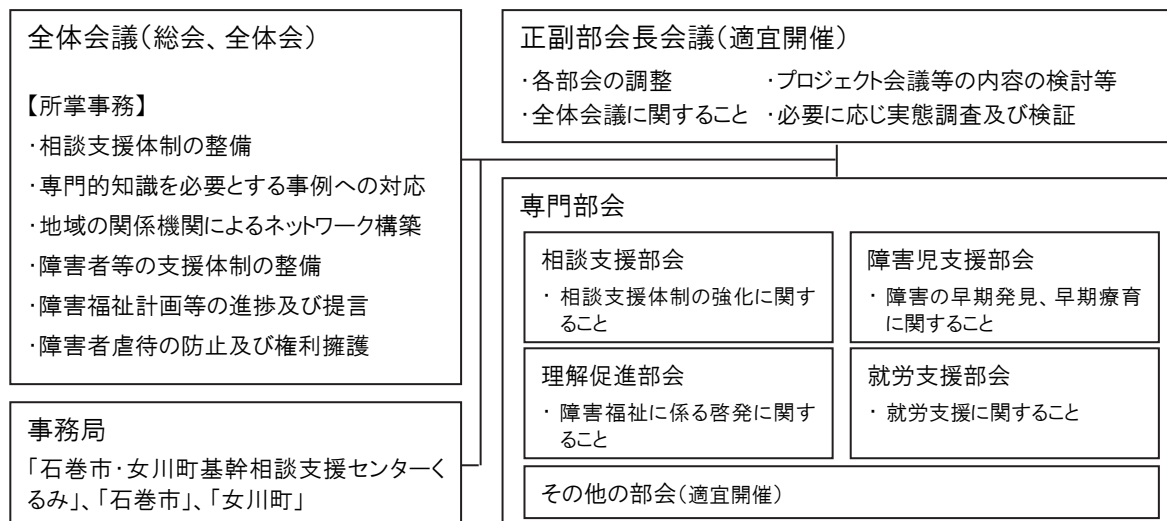
今後も引き続き、圏域における安定的なサービス提供や施設整備に向けて調整を図ります。

(3) 石巻市女川町自立支援協議会

自立支援協議会とは、地域において障害のある人の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うことを目的として設置される協議会です。

石巻市と共同で設置した石巻市女川町自立支援協議会は、地域において障害者の生活を支える相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、地域の関係機関によるネットワークの中核として、全体会議や専門部会による専門的視点から検討を行い、相談支援・権利擁護・就労支援・地域生活支援等の地域課題やその方策等についての協議を行います。

図表 石巻市女川町自立支援協議会の体制(令和6年3月末現在)



6 法令・制度改正の動き

令和3年3月に策定された「女川町障害者計画(第6次)・障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)」策定以降の法改正等の動向は以下のとおりです。

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.9施行)
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(R4.10施行)
- ・第5次障害者基本計画(国)策定(R5.4施行)
- ・障害者総合支援法・精神保健福祉法等改正(R6.4施行)
- ・児童福祉法改正(R6.4施行)
- ・障害者差別解消法改正(R6.4施行)

また、令和5年5月に厚生労働省から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が通知されました。改正では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項の基本的理念に、新たに「障害福祉人材の確保」と「障害者の社会参加を支える取組」を追加されています。

◆基本指針見直しの主なポイント

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 等

◆成果目標

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第2部 計画策定にあたっての現状と課題

第1章 障害のある人を取り巻く女川町の現状

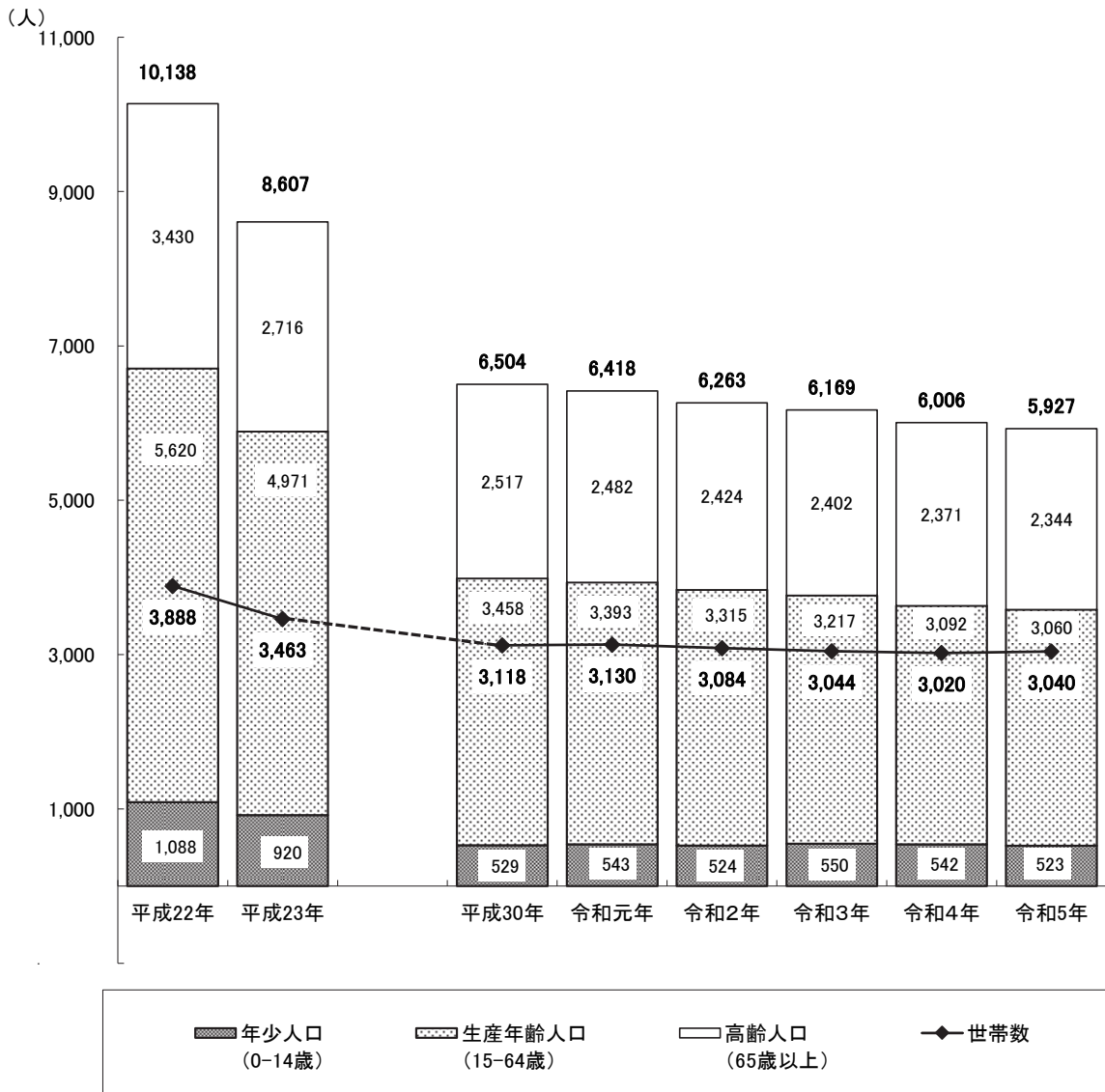
1 人口・世帯

(1)人口・世帯数の推移

住民基本台帳による女川町の人口は、東日本大震災の影響で平成22年から平成23年にかけて大幅に減少し、少子・高齢化が進行しています。

人口は、その後も緩やかに減少を続けており、令和5年は5,927人になりました。世帯数も減少傾向にありますが、近年は横ばいであり、令和5年は3,040世帯となりました。

図表 人口・世帯数の推移(各年9月末現在)



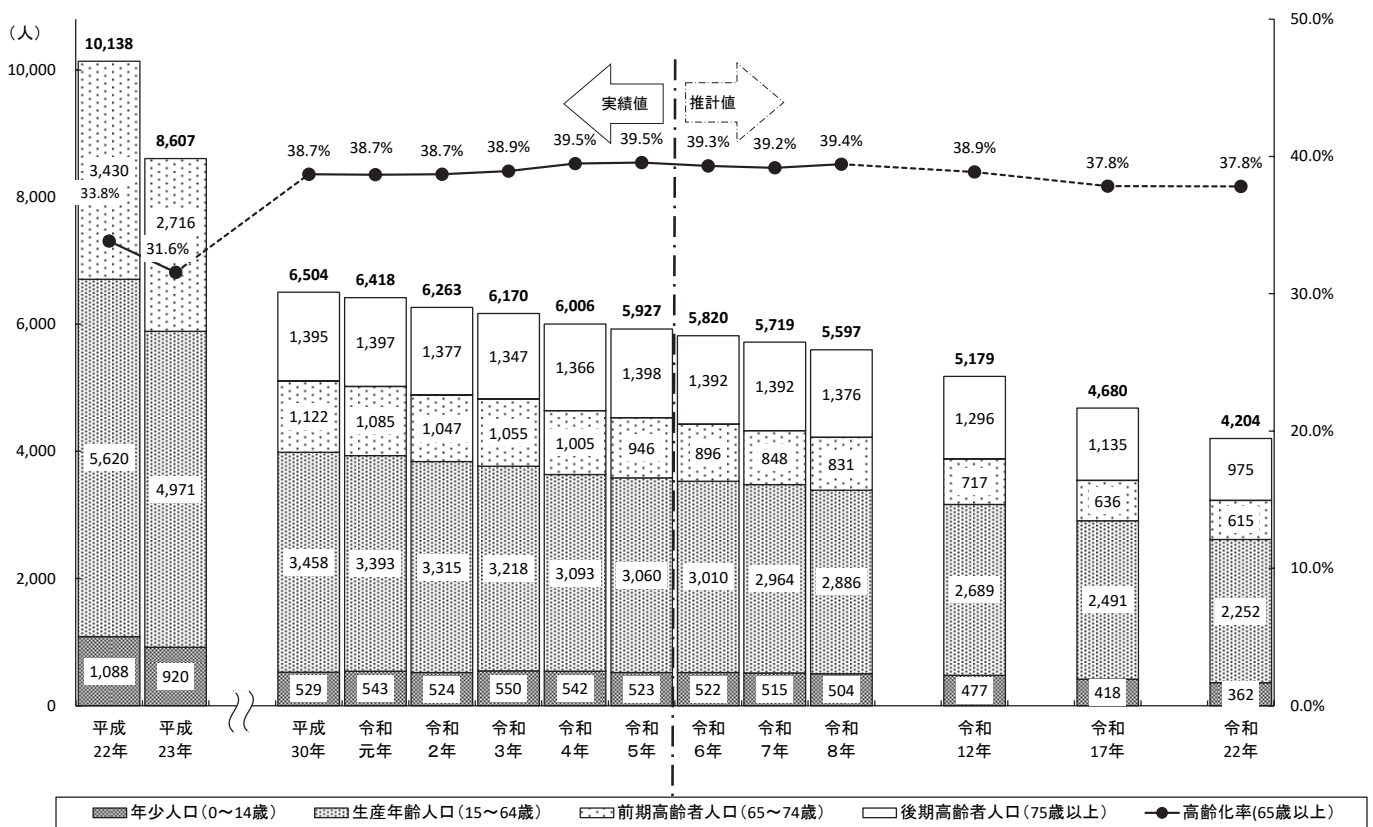
資料:女川町住民基本台帳
※平成24年7月より「外国人登録法」が廃止になり、改正住民基本台帳法の施行により、外国人が住民基本台帳に記載されています。

(2)人口の推移・推計

女川町の人口は、震災後、急激な人口減少ののち、緩やかに減少が進んでおり、令和5年9月30日現在、5,927人となりました。高齢者人口も、町の人口の減少に伴い平成30年の2,517人から令和5年には2,344人となりましたが、高齢化率は38.7%から39.5%と上昇しています。

今後、この5年間の各歳人口の傾向が続くと想定した場合の人口推計(コーホート変化率法、自然体)を行ったところ、本町の年齢3区分別の人口構造は大きくは変化しないものの、高齢者の高齢化が進み、75歳以上、85歳以上の割合が高くなることが予測されます。特に、75歳以上人口は、本計画の最終年度の令和8年には約25%となり、本町の4人に1人が後期高齢者になると予測されます。

図表 女川町における人口の推移及び推計



	実績					推計					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
高齢化率(65歳以上)	38.7%	38.7%	38.9%	39.5%	39.5%	39.3%	39.2%	39.4%	38.9%	37.8%	37.8%
後期高齢化率(75歳以上)	21.8%	22.0%	21.8%	22.7%	23.6%	23.9%	24.3%	24.6%	25.0%	24.3%	23.2%
(85歳以上)	7.5%	7.6%	7.8%	8.0%	8.1%	8.1%	8.5%	8.5%	9.5%	10.4%	10.1%

資料:女川町住民基本台帳(基準9月30日)の令和5年9月までの数値をもとに、女川町健康福祉課推計

2 障害のある人の現状

(1)手帳交付状況

身体障害者手帳の交付数は令和2年度以降減少傾向にあり、令和4年度は264人となっています。障害別にみると、「内部障害」が111人、「体幹・肢体不自由」が101人となっています。

図表 身体障害者手帳交付者数の推移(各年度末)

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内部障害	118	112	118	111	111
体幹・肢体不自由	124	129	117	111	101
聴覚・平衡機能	30	29	31	29	24
視覚障害	17	19	16	18	17
音声・言語・咀嚼機能障害	3	4	6	6	11
合計	292	293	288	275	264

資料:健康福祉課

療育手帳の交付数は令和2年度から横ばい傾向にあり、令和4年度は50人となっています。令和4年度の内訳は、A(重度)が18人、B(その他)が32人となっています。

図表 療育手帳交付者数の推移(各年度末)

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A(重度)	20	20	20	19	18
B(その他)	24	24	29	30	32
合計	44	44	49	49	50

資料:健康福祉課

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加傾向にあり、令和4年度は65人となっています。
等級別にみると、2級、3級が多く、令和4年度の内訳は、1級が3人、2級が36人、3級が26人となっています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数も増加傾向にあり、令和4年度は121人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳交付者数、自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移
(各年度末)

(人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害者 保健福祉手帳 交付者数	1級	3	3	4	4	3
	2級	28	30	30	35	36
	3級	16	19	22	27	26
	合計	47	52	56	66	65
自立支援医療 (精神通院医療)受給者数		102	109	117	109	121

資料:健康福祉課

(2)特別支援学級の状況

特別支援学級に在籍する生徒数は、令和4年度は小学校6人、中学校3人となっています。

図表 特別支援学級に在籍する生徒数の推移

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	4	4	4	5	6
中学校	3	4	5	4	3

資料:教育総務課

(3)心身障害者医療費助成状況

心身障害者医療費の助成対象者は減少傾向にあり、令和4年度は148人となっています。助成件数も令和元年度をピークに減少傾向にあり、令和4年度は3,156件となっています。助成額は平成30年度をピークに減少傾向にあり、令和4年度は1,417万円となっています。なお、障害のある児童は、子ども医療費助成で対応しています。

図表 心身障害者医療費助成の対象者・助成件数の推移(各年度末)

(人、件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国保	対象者	62	59	54	51	48
	助成件数	1,225	1,450	1,264	1,203	1,005
社保	対象者	22	20	19	18	16
	助成件数	611	567	327	324	369
後期高齢者	対象者	88	86	97	99	84
	助成件数	1,719	1,885	1,762	1,779	1,782
合計	対象者	172	165	170	168	148
	助成件数	3,555	3,902	3,353	3,306	3,156

資料:健康福祉課

図表 心身障害者医療費の助成額の推移(各年度末)

(万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国保	767	726	642	622	576
社保	458	445	321	299	267
後期高齢者	630	657	816	702	574
合計	1,855	1,828	1,779	1,623	1,417

資料:健康福祉課

(4)心身障害者への給付等の状況

補装具等給付は、令和4年度に交付13件、修理12件となっています。

更生医療給付受給者は、令和元年度以降ほぼ横ばいで推移し、令和4年度は21人となっています。

心身障害者医療費助成受給者は、減少傾向にあり、令和4年度は161人となっています。

特別障害者手当等受給者は、令和3年度以降5人となっています。

特別児童扶養手当受給者は、令和3年度以降12人となっています。

福祉タクシーは、令和2年度以降減少傾向にあり、令和4年度は3,754件となっています。

自動車ガソリン費助成は、令和元年度以降微増傾向にあり、令和4年度は261件となっています。

図表 心身障害者への給付等の状況(各年度末)

(件、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補装具等 給付	交付	9	12	6	7	13
	修理	12	11	8	6	12
更生医療給付		23	22	22	21	21
心身障害者医療費助成		172	165	170	168	161
特別障害者手当等		2	3	3	5	5
特別児童扶養手当		9	9	10	12	12
福祉タクシー		3,657	3,945	4,059	3,854	3,754
自動車ガソリン費助成		248	246	249	250	261

資料：健康福祉課

3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス利用状況

訪問系サービスは、サービス量(時間)が減少している一方、実利用者数は増加しています。

図表 訪問系サービス利用状況

(月当たり)

	区分 (単位)	第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者 包括支援	サービス量 (時間)	50.3	77.2	62.3	66.6	48.3	56.2
	実利用者 数(人)	4.7	7.3	8.5	6.4	9.3	15.3

※令和5年度は9月時点の月当たり実績

(2) 日中活動系サービス利用状況

生活介護は、増加傾向となり、令和4年度は262.5人日、15.3人となっています。

自立訓練(機能訓練)は、利用がありませんでしたが、令和4年度に0.6人日の利用がありました。

自立訓練(生活訓練)は、令和2年度まで増加傾向でしたが、令和4年度は利用がありません。

就労移行支援については、平成30年度から減少し、令和4年度はサービス量が7.2人日、実利用者数が0.7人となっています。

就労継続支援(B型)は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和4年度はサービス量が503.0人日、実利用者数は25.3人となっています。就労定着支援は利用がありません。

療養介護は、令和4年度まで実利用者数が1人となっています。

短期入所は、サービス量、実利用者数ともに増加、減少を繰り返しており、令和4年度はサービス量が18.8人日、実利用者数が1.1人となっています。

図表 日中活動系サービス利用状況

(月当たり)

	区分 (単位)	第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	サービス量 (人日)	198.3	200.8	233.8	238.5	262.5	267.0
	実利用者数 (人)	9.8	10.1	11.0	13.3	15.3	14.8
自立訓練 (機能訓練)	サービス量 (人日)	0	0	0	0	0.6	3.2
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0.2	1.0
自立訓練 (生活訓練)	サービス量 (人日)	9.2	27.5	30.5	4.8	0	0
	実利用者数 (人)	0.7	2.0	2.2	0.5	0	0
就労移行支援	サービス量 (人日)	23.3	19.4	22.8	1.6	7.2	23.8
	実利用者数 (人)	2.2	1.9	1.2	0.1	0.7	1.4
就労継続支援 (A型)	サービス量 (人日)	5.2	0	0	0	1.5	0
	実利用者数 (人)	0.3	0	0	0	0.2	0
就労継続支援 (B型)	サービス量 (人日)	397.3	366.3	349.5	396.1	503.0	442.8
	実利用者数 (人)	17.3	18.0	18.3	21.1	25.3	21.8
就労定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
療養介護	実利用者数 (人)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
短期入所	サービス量 (人日)	37.8	0.2	5.9	2.9	18.8	25.3
	実利用者数 (人)	1.5	1.5	1.3	0.6	1.1	0.8

※令和5年度は9月時点の月当たり実績

(3)居住系サービス利用状況

自立生活援助は、第5期からのサービスですが利用はありません。
 共同生活援助(グループホーム)は、令和3年度から16人程度で推移しています。
 施設入所支援は、平成30年度以降6人前後で推移しています。

図表 居住系サービス利用状況

(月当たり)

	区分 (単位)	第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人)	15.4	15.2	15.5	16.2	16.9	15.3
施設入所支援	実利用者数 (人)	5.8	6.0	6.0	6.0	6.1	6.0

※令和5年度は9月時点の月当たり実績

(4)相談支援サービス利用状況

計画相談支援は、平成30年度以降9人程度で推移していますが、令和4年度は10.5人となっています。地域移行支援・地域定着支援の相談はありませんでした。

図表 相談支援サービス利用状況

(月当たり)

	区分(単位)	第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	9.0	9.0	8.9	8.7	10.5	8.3
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月時点の月当たり実績

(5)障害のある児童に向けたサービス利用状況

障害のある児童に向けたサービス利用状況については、放課後等デイサービスが令和元年度から利用があり、令和4年度以降のサービス量が増加しています。

保育所等訪問支援については、実利用者数が1人前後で推移していますが、居宅訪問型児童発達支援については、利用がありません。

障害児相談支援については、令和元年度以降、1人前後で推移しています。

図表 障害のある児童に向けたサービス利用状況

(月当たり)

	区分 (単位)	障害児福祉計画(第1期)			障害児福祉計画(第2期)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	サービス量 (人日)	0	0	5.1	7.5	0	7.0
	実利用者数 (人)	0	0	0.6	1.0	0	0.3
放課後等 デイサービス	サービス量 (人日)	0	1.7	0.2	4.0	31.3	29.7
	実利用者数 (人)	0	1.0	0.1	2.0	2.3	1.0
保育所等 訪問支援	サービス量 (人日)	0	0	0	2.2	1.4	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	1.3	1.0	0
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量 (人日)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数 (人)	0	0.6	0.7	0.8	1.1	1.0

※令和5年度は9月時点の月当たり実績

(6)地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業については、市町村が実施主体である等、地域の実情に応じた事業の実施が求められています。

①相談支援事業

相談支援事業は、委託相談支援事業所2か所を維持しています。また、石巻市と共同で、石巻市女川町自立支援協議会を設置しています。

図表 相談支援事業の実績

(年当たり)

	単位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
自立支援協議会	か所	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	か所	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	か所	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は9月時点の実績

②コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、平成30年度、令和元年度は1件の利用がありましたが、令和2年度以降利用がありません。

図表 コミュニケーション支援事業の実績

(年当たり)

	単位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コミュニケーション支援事業	件	1	1	0	0	0	0

※令和5年度は9月時点の実績

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、令和4年度まで70～80件程度で推移しています。内訳をみると、5期に比べて情報・意思疎通支援用具の利用が増えています。

在宅療養等支援用具は令和3年度以降、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)は令和元年度以降利用がありません。

図表 日常生活用具給付等事業の実績

(年当たり)

	単位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	件	76	72	79	80	78	55
介護・訓練支援用具	件	0	2	0	1	1	0
自立生活支援用具	件	2	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	3	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	9	9	18	15	18	12
排せつ管理支援用具	件	63	60	57	64	58	42
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月時点の実績

④移動支援事業

移動支援事業は、実利用者数が令和2年度以降4人程度で推移しています。延べ利用時間数は、令和4年度に59.5時間となっています。

図表 移動支援事業の実績

(年当たり)

	単位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	6	7	4	4	5	3
延べ利用時間数	時間	44.0	65.0	74.0	52.0	59.5	30.5

※令和5年度は9月時点の実績

⑤地域活動支援センター事業

町内に1か所あり、実利用者数は、令和4年度5人となっています。

図表 地域活動支援センター事業の実績

(年当たり)

	単位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人	5	7	7	6	5	4

※令和5年度は9月時点の実績

⑥日中一時支援事業

日中一時支援事業は、令和4年度で実利用者数は6人、延べ利用日数は、616日となっています。

図表 日中一時支援事業の実績

(年当たり)

	単位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人	3	4	7	6	6	8
延べ利用日数	日	412	457	725	643	616	300

※令和5年度は9月時点の実績

⑦社会参加促進事業

手話奉仕員養成研修事業は、平成30年度以降利用者(受講者)はいません。

なお、令和2年度はコロナウイルスの影響により養成研修事業自体が中止となっています。

図表 社会参加促進事業の実績

(年当たり)

	単位	第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月時点の実績

4 アンケートの結果

令和5年6月に、町内に居住している障害者手帳所持者及びサービス受給者を対象に、「女川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための調査」を実施しました。令和2年度、平成29年度に実施した調査結果とあわせ、主な結果を記載します。

(1)基本属性

あて名本人の年齢は、身体障害者では、「75歳以上」(58.1%)が最も多くなっています。

知的障害者では、「学齢期(小学校入学～中学校卒業)」、「30～34歳」、「45～49歳」(それぞれ16.7%)が最も多くなっています。

精神障害者では、「55～59歳」(29.0%)が最も多くなっています。

図表 年齢(障害別)【経年比較】

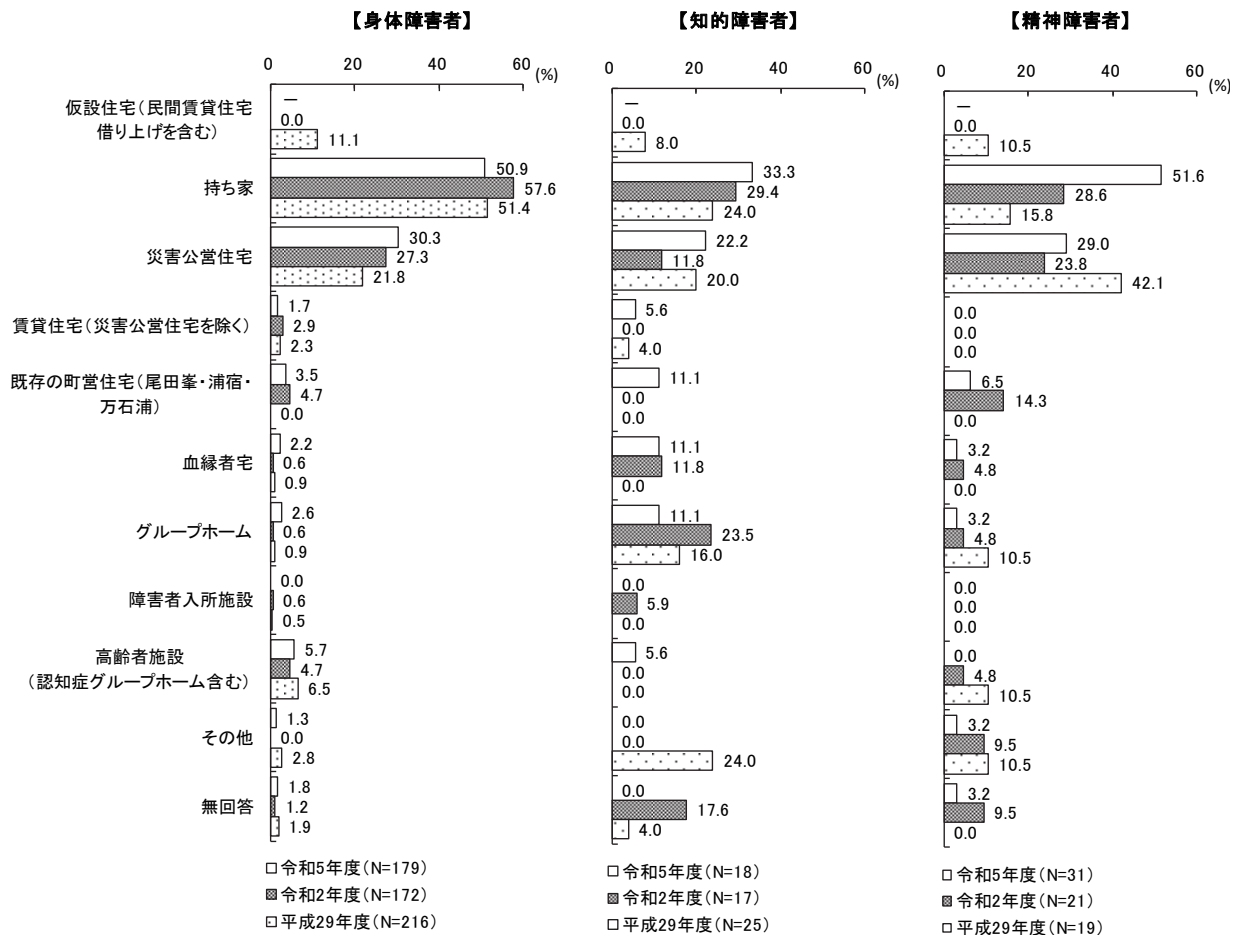
		(%)															
		乳幼児期(0～5歳)	学齢期(小学校入学～中学校卒業)	中学校卒業後～17歳	18～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	無回答
身体障害	令和5年度(N=179)	0.0	2.2	0.6	0.6	0.0	1.1	0.6	3.4	0.6	6.7	4.5	3.9	8.4	7.8	58.1	1.7
	令和2年度(N=172)	0.6	1.7	0.0	0.6	0.0	1.2	0.0	1.2	1.7	5.8	5.2	4.1	7.6	16.3	53.5	0.6
	平成29年度(N=216)	0.5	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	3.2	2.3	3.7	7.4	9.3	15.3	54.2	2.3
知的障害	令和5年度(N=18)	0.0	16.7	0.0	11.1	0.0	16.7	11.1	5.6	16.7	5.6	0.0	5.6	11.1	0.0	0.0	0.0
	令和2年度(N=17)	0.0	17.6	0.0	0.0	11.8	17.6	17.6	11.8	17.6	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	平成29年度(N=25)	0.0	16.0	0.0	12.0	4.0	12.0	8.0	8.0	12.0	8.0	0.0	4.0	0.0	4.0	12.0	0.0
精神障害	令和5年度(N=31)	0.0	0.0	0.0	0.0	9.7	0.0	16.1	9.7	9.7	6.5	29.0	3.2	3.2	9.7	3.2	0.0
	令和2年度(N=21)	0.0	0.0	9.5	4.8	4.8	0.0	4.8	19.0	19.0	9.5	4.8	14.3	4.8	4.8	0.0	0.0
	平成29年度(N=19)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3	26.3	15.8	15.8	15.8	5.3	10.5	0.0	0.0

(2)住まい

住居形態は、いずれの障害種別でも「持ち家」(身体障害者50.9%、知的障害者33.3%、精神障害者51.6%)が最も多く、「災害公営住宅」(身体障害者30.3%、知的障害者22.2%、精神障害者29.0%)などが続いています。

過去の調査結果と比較すると、身体障害者では、「災害公営住宅」の割合が高くなっていますが知的障害者、精神障害者では、「持ち家」の割合が高くなっています。

図表 住居形態(障害別)【経年比較】



(3)近所づきあいの程度

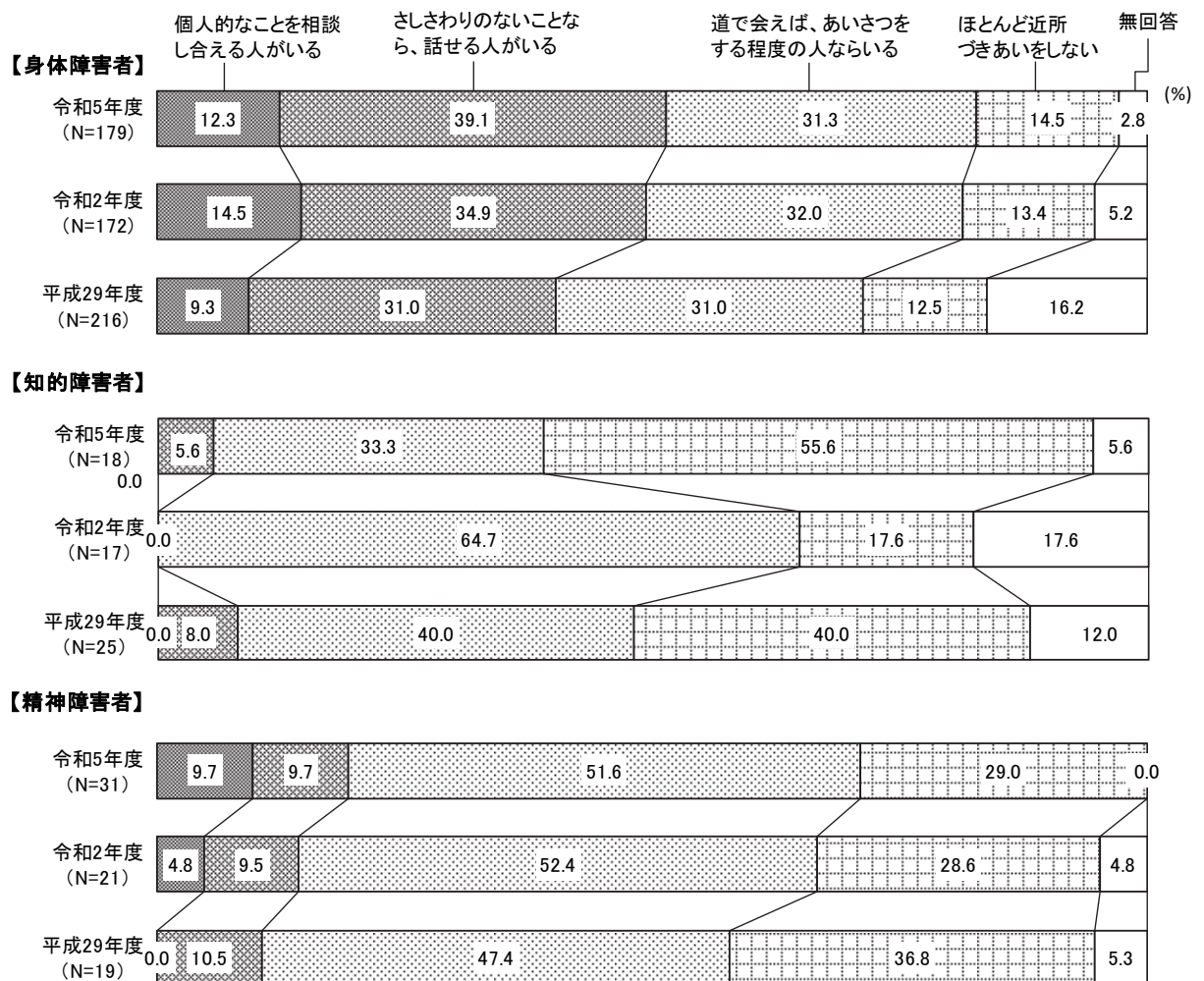
隣近所の人とのつきあいの程度は、身体障害者では、「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」(39.1%)の割合が高く、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」(31.3%)が続いています。

知的障害者では、「ほとんど近所づきあいをしない」(55.6%)の割合が高く、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」(33.3%)が続いています。

精神障害者では、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」(51.6%)が高く、「ほとんど近所づきあいをしない」(29.0%)が続いています。

過去の調査結果と比較すると、身体障害者では、「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」の割合が高くなっています。知的障害者では、令和5年度に「ほとんど近所づきあいをしない」の割合が半数以上で高くなっています。精神障害者では、「個人的なことを相談し合える人がいる」の割合が徐々に高くなっています。

図表 近所づきあいの程度(障害別)【経年比較】



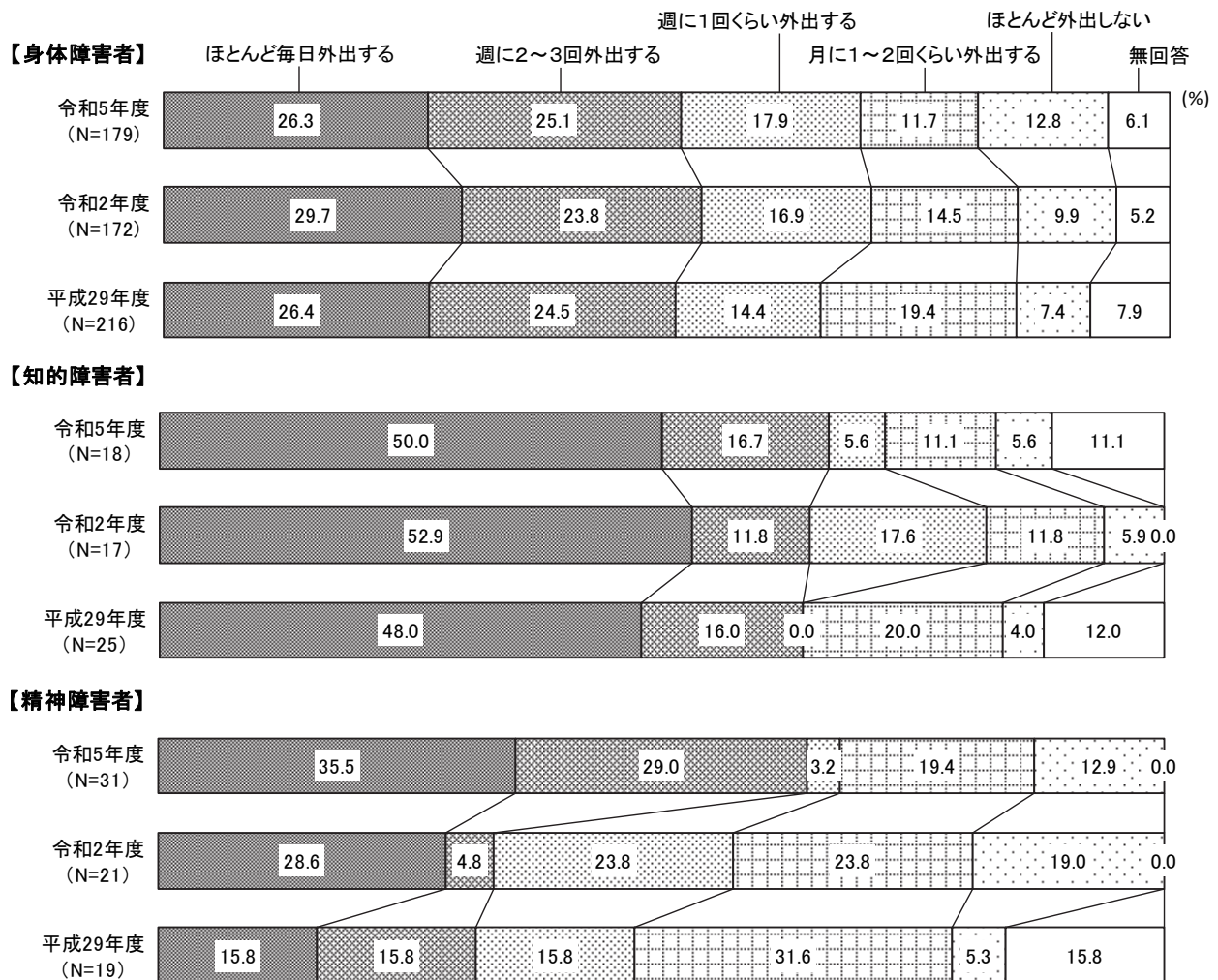
(4)外出

①外出の頻度

外出の頻度は、いずれの障害種別でも「ほとんど毎日外出する」(身体障害者26.3%、知的障害者50.0%、精神障害者35.5%)の割合が高く、「週に2～3回外出する」(身体障害者25.1%、知的障害者16.7%、精神障害者29.0%)などがそれに続いています。

過去の調査結果と比較すると、身体障害者では「ほとんど外出しない」の割合が徐々に高くなっています。精神障害者では「ほとんど毎日外出する」の割合が高くなっています。

図表 外出の頻度(障害別)【経年比較】



②外出の際に不便に思うこと

外出の際に不便に思うことは、いずれの障害種別でも「特にない」(身体障害者52.5%、知的障害者66.7%、精神障害者64.5%)が最も多くなっています。

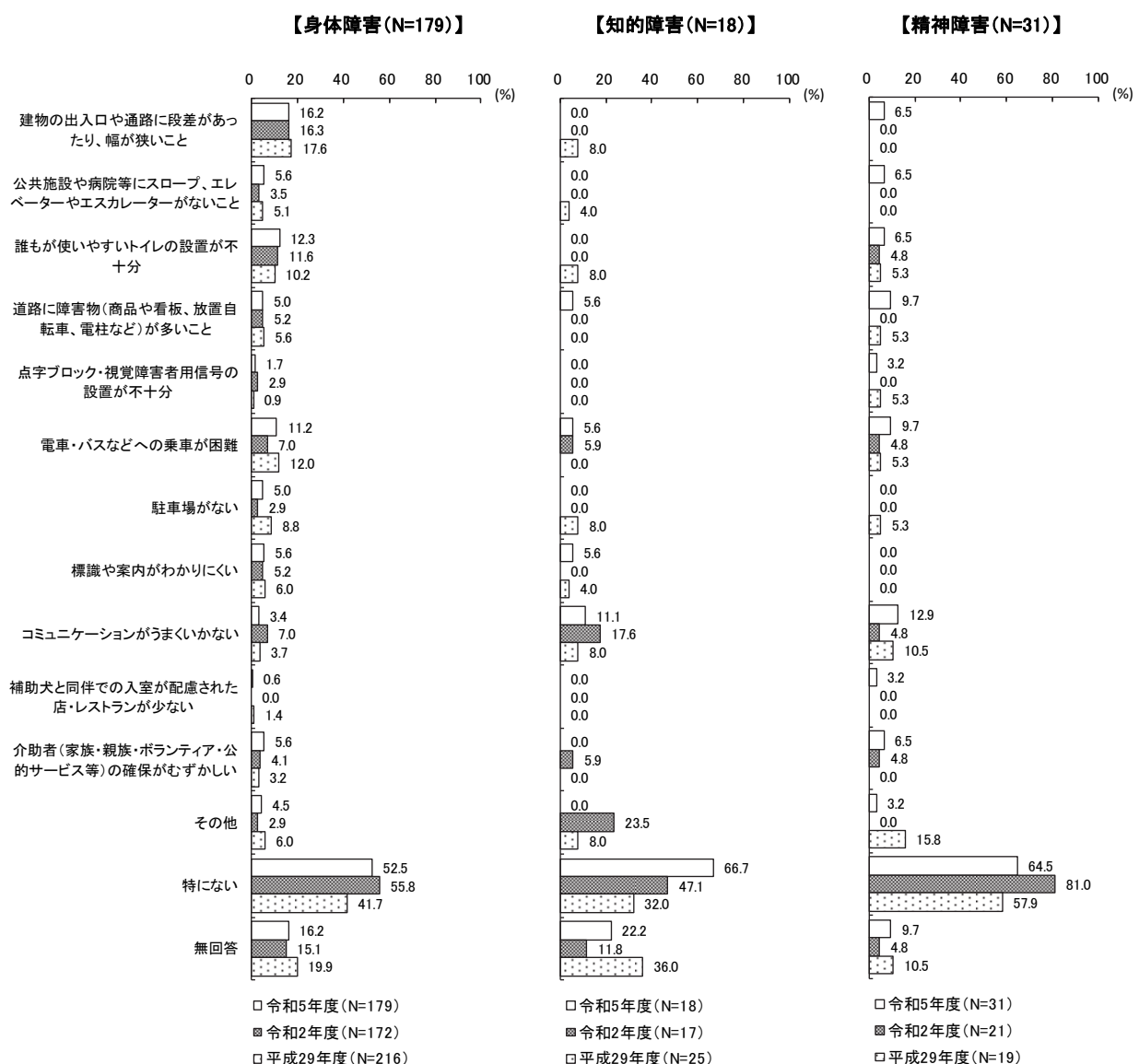
具体的に不便に思うことは、身体障害者では、「建物の出入り口や通路に段差があったり、幅が狭いこと」(16.2%)が最も多く、「誰もが使いやすいトイレの設置が不十分」(12.3%)などが続いています。

知的障害者では、「コミュニケーションがうまくいかない」(11.1%)が最も多くなっています。

精神障害者では、「コミュニケーションがうまくいかない」(12.9%)が最も多くなっています。

過去の調査結果と比較すると、知的障害者では、「特にない」の割合が高くなっています。

図表 外出の際に不便に思うこと(障害別:複数回答)【経年比較】



(5)就労

①就労状況

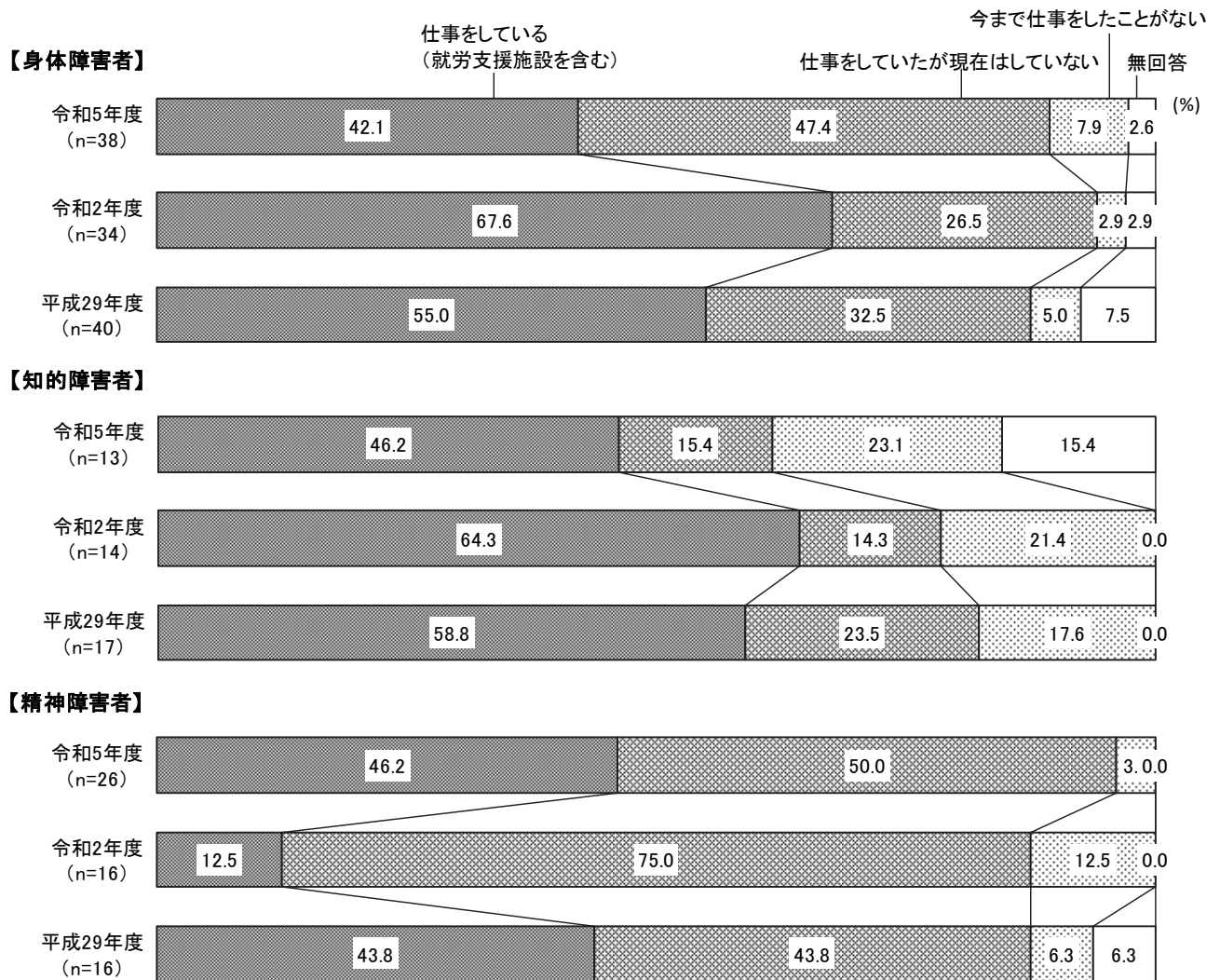
就労状況について、18～64歳に限ってみると、身体障害者では、「仕事をしている(就労支援施設を含む)」の割合が42.1%、「仕事をしていなかったが現在はしていない」の割合が47.4%となっています。

知的障害者では、「仕事をしている(就労支援施設を含む)」の割合が46.2%、「仕事をしていなかったが現在はしていない」の割合が15.4%となっています。

精神障害者では、「仕事をしている(就労支援施設を含む)」の割合が46.2%、「仕事をしていなかったが現在はしていない」の割合が50.0%となっています。

過去の調査結果と比較すると、身体障害者、知的障害者では「仕事をしている(就労支援施設を含む)」の割合が低くなっている一方、精神障害者では高くなっています。

図表 就労状況(障害別・18～64歳)【経年比較】



②障害のある人が働くために必要なこと

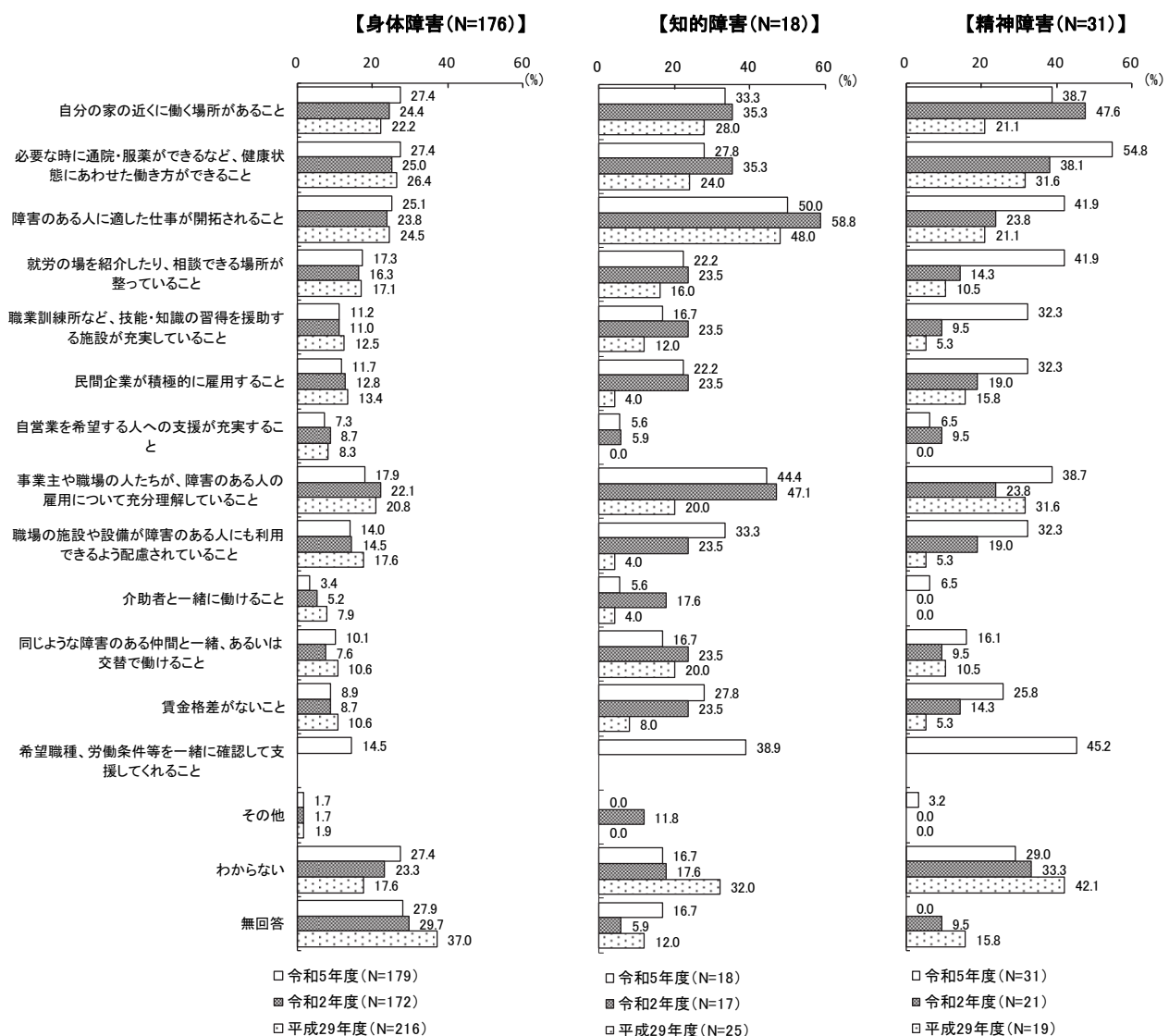
障害のある人が働くために必要なことは、身体障害者では、「自分の家の近くに働く場所があること」、「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」(それぞれ27.4%)が最も多く、「障害のある人に適した仕事が開拓されること」(25.1%)などが続いています。

知的障害者では、「障害のある人に適した仕事が開拓されること」(50.0%)が最も多く、「事業主や職場の人たちが、障害のある人の雇用について充分理解していること」(44.4%)、「希望職種、労働条件等を一緒に確認して支援してくれること」(38.9%)などが続いています。

精神障害者では、「必要な時に通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」(54.8%)が最も多く、「希望職種、労働条件等を一緒に確認して支援してくれること」(45.2%)などが続いています。

今回の調査で新たに追加された選択肢である「希望職種、労働条件等を一緒に確認して支援してくれること」が、知的障害者や精神障害者で比較的多くの回答があり、こうしたサービスへのニーズが多いことがうかがえます。

図表 障害のある人が働くために必要なこと(障害別:複数回答)



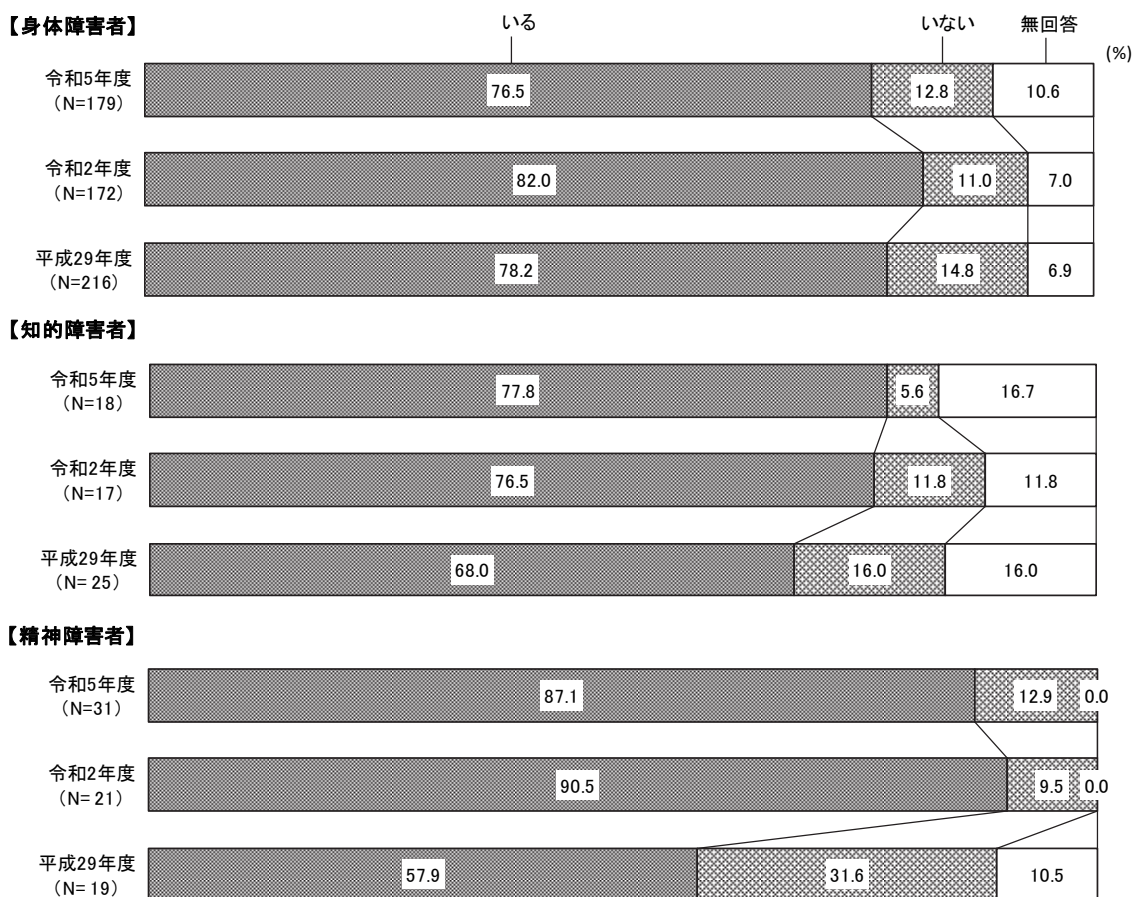
(6)相談・情報

①悩みや困りごとを相談できる人の有無

悩みや困りごとを相談できる人については、いずれの障害種別でも「いる」(身体障害者76.5%、知的障害者77.8%、精神障害者87.1%)が70%を超えています。

過去の調査結果と比較してみても、どの障害種別でも「いる」の割合が高く、相談できる状況が保たれていることがわかります。

図表 悩みや困りごとを相談できる人の有無(障害別)【経年比較】



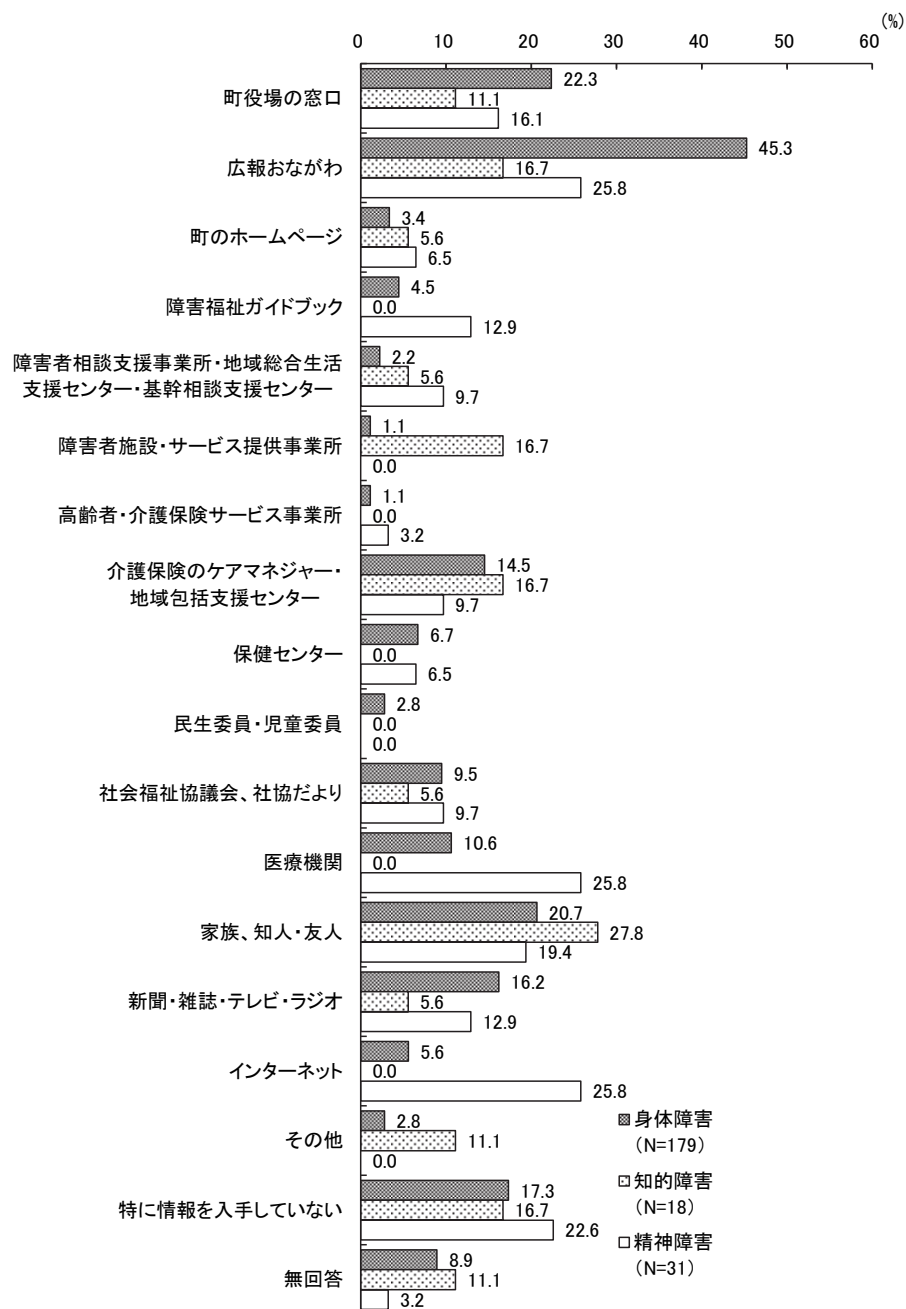
②福祉サービスに関する情報の入手先

福祉サービスに関する情報の入手先は、身体障害者では、「広報おながわ」(45.3%)が最も多く、「町役場の窓口」(22.3%)、「家族、知人・友人」(20.7%)などが続いています。

知的障害者では、「家族、知人・友人」(27.8%)が最も多く、「広報おながわ」、「障害者施設・サービス提供事業所」、「介護保険のケアマネジャー・地域包括支援センター」、「特に情報を入手していない」(それぞれ16.7%)などが続いています。

精神障害者では、「広報おながわ」、「医療機関」、「インターネット」(それぞれ25.8%)で最も多く、「特に情報を入手していない」(22.6%)などが続いています。

図表 福祉サービスに関する情報の入手先(障害別:複数回答)



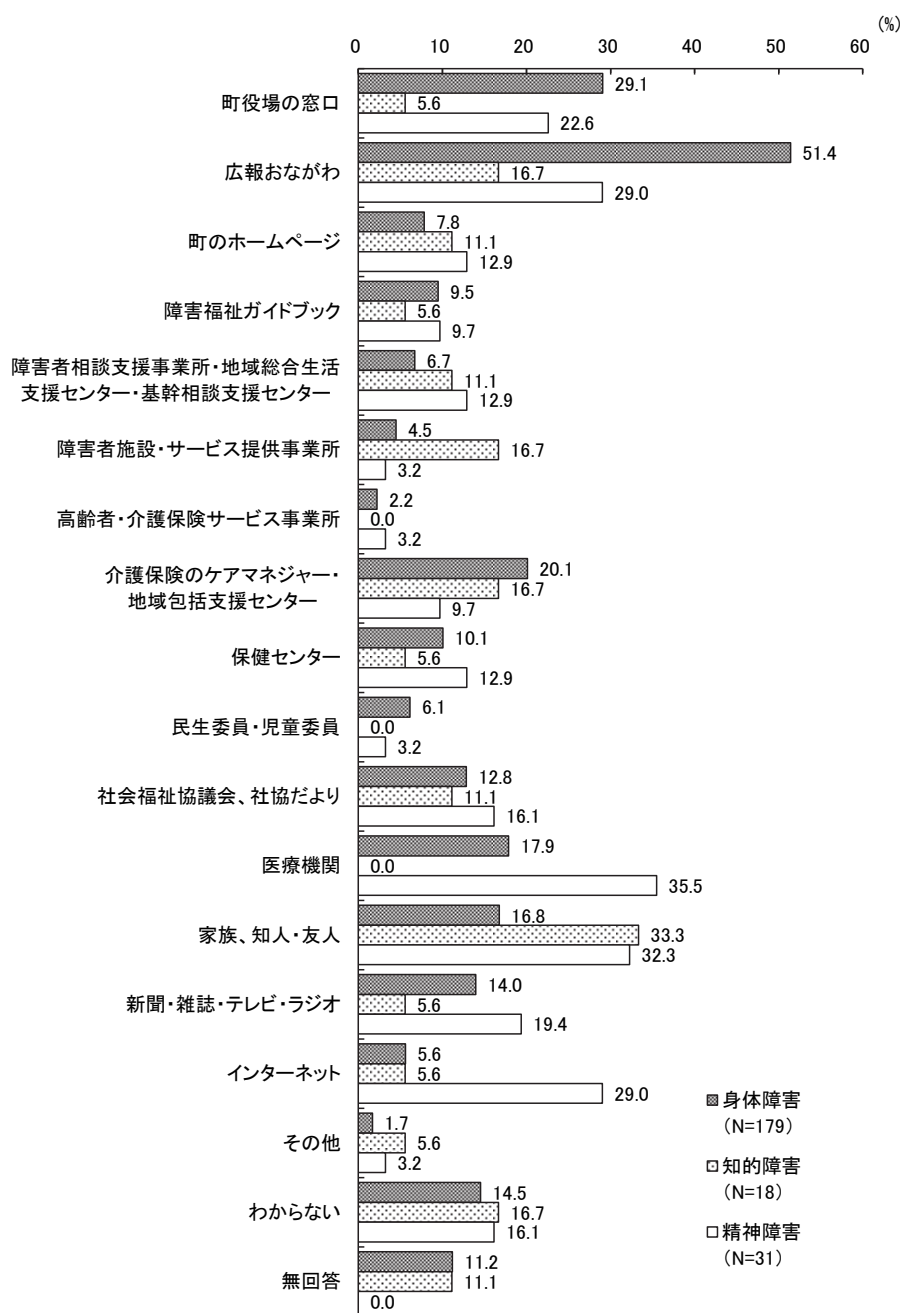
③希望する情報の入手先

希望する情報の入手先は、身体障害者では、「広報おながわ」(51.4%)が最も多く、「町役場の窓口」(29.1%)、「介護保険のケアマネジャー・地域包括支援センター」(20.1%)などが続いています。

知的障害者では、「家族、知人・友人」(33.3%)が最も多く、「広報おながわ」、「障害者施設・サービス提供事業所」、「介護保険のケアマネジャー・地域包括支援センター」(それぞれ16.7%)などが続いています。

精神障害者では、「医療機関」(35.5%)が最も多く、「家族、知人・友人」(32.3%)、「インターネット」(29.0%)などが続いています。

図表 希望する情報の入手先(障害別:複数回答)



(7)文化芸術活動

①文化・芸術・余暇活動参加の妨げになっていること

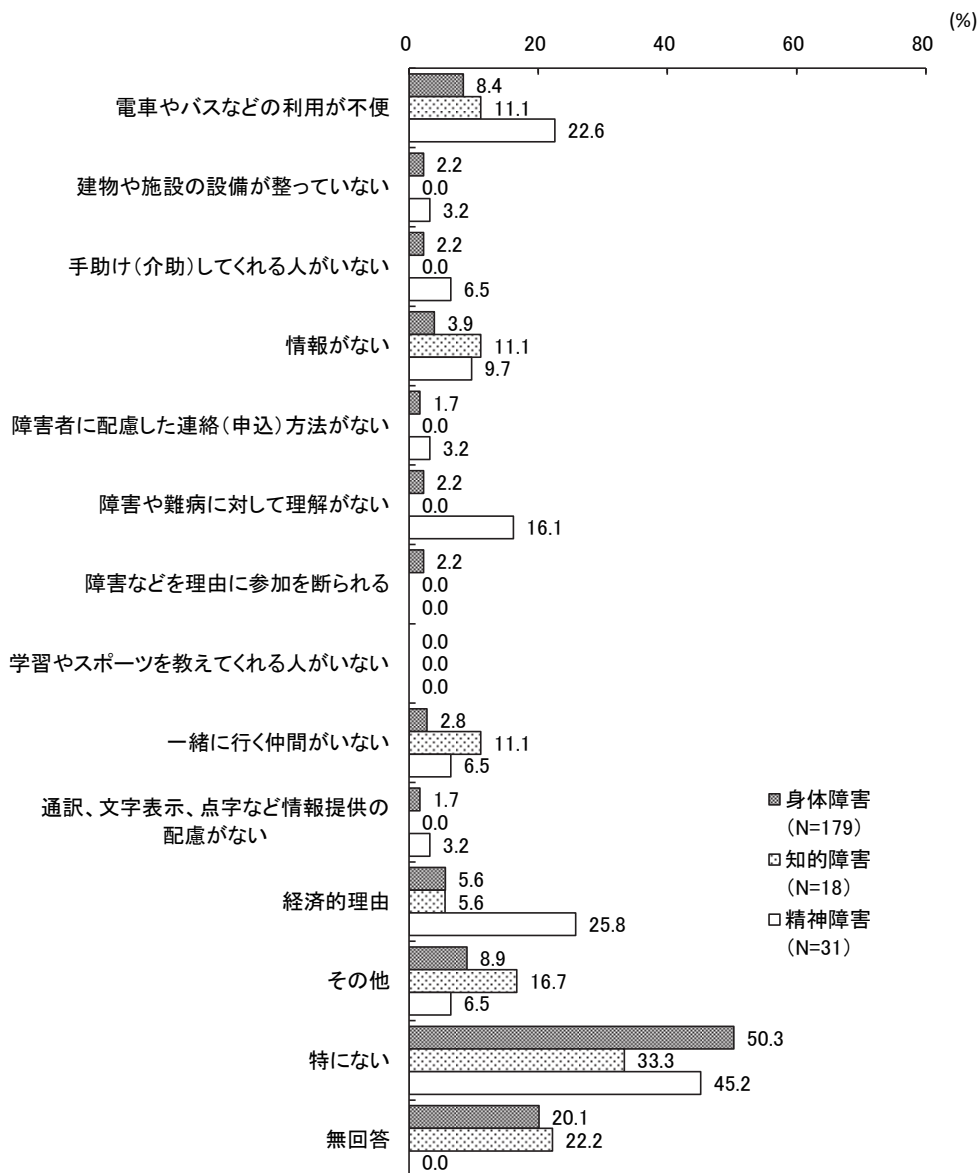
文化・芸術・余暇活動参加の妨げになっていることは、いずれの障害種別でも「特にない」(身体障害者50.3%、知的障害者33.3%、精神障害者45.2%)が最も多くなっています。

具体的に妨げになっていることは、身体障害者では、「電車やバスなどの利用が不便」(8.4%)が最も多くなっています。

知的障害者では、「電車やバスなどの利用が不便」、「情報がない」、「一緒に行く仲間がいない」(それぞれ11.1%)が最も多くなっています。

精神障害者では、「経済的理由」(25.8%)が最も多くなっています。

図表 文化・芸術・余暇活動参加の妨げになっていること(障害別:複数回答)



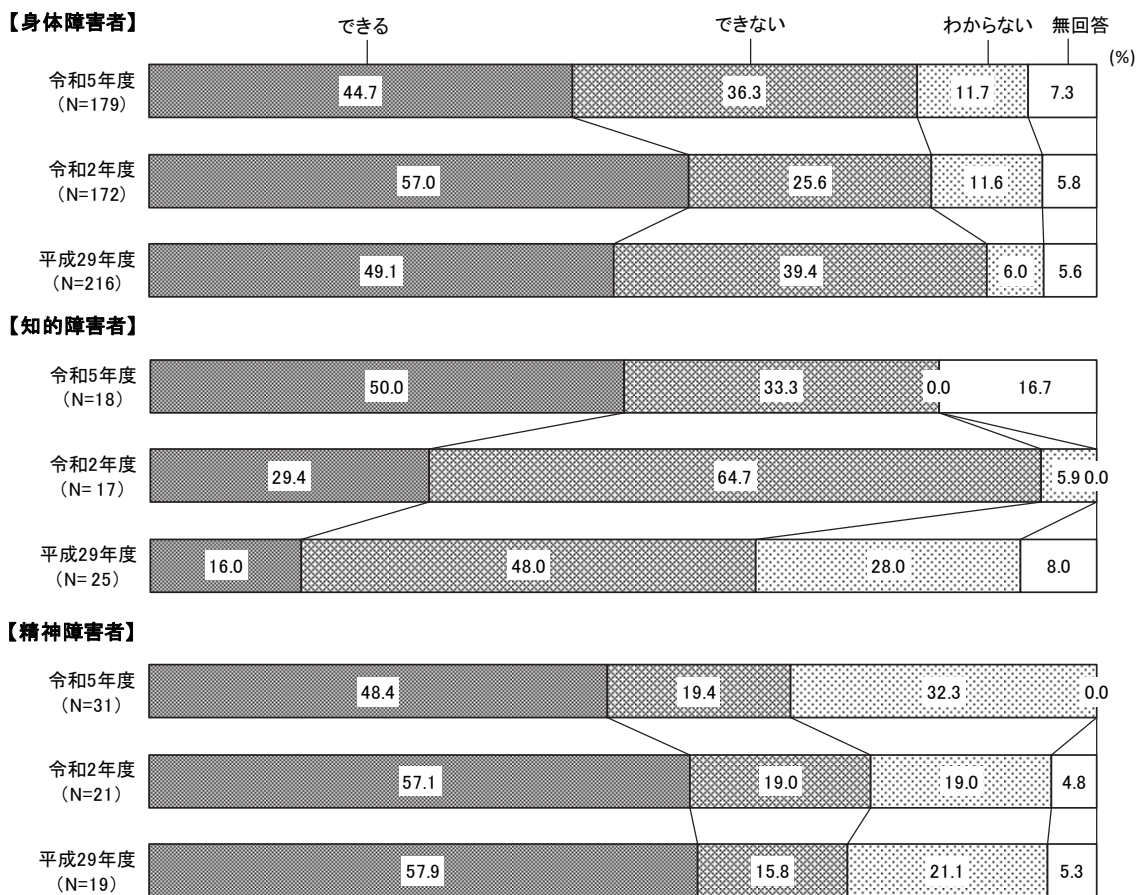
(8)防災

①緊急時の単独避難の可否

緊急時の単独避難について、身体障害者では、「できる」の割合が44.7%、「できない」の割合が36.3%となっています。

知的障害者では、「できる」の割合が50.0%、「できない」の割合が33.3%となっています。精神障害者では、「できる」の割合が48.4%、「できない」の割合が19.4%となっています。過去の調査結果と比較すると、知的障害者では「できる」の割合が徐々に高くなっています。身体障害者と精神障害者では、令和2年度と比べて「できる」の割合が低下しています。

図表 緊急時の単独避難の可否(障害別)【経年比較】



②避難を助けてくれる人の有無

単独避難ができないと回答した人を助けてくれる人については、身体障害者では、「いる」の割合が83.1%、「いない」の割合が13.8%となっています。

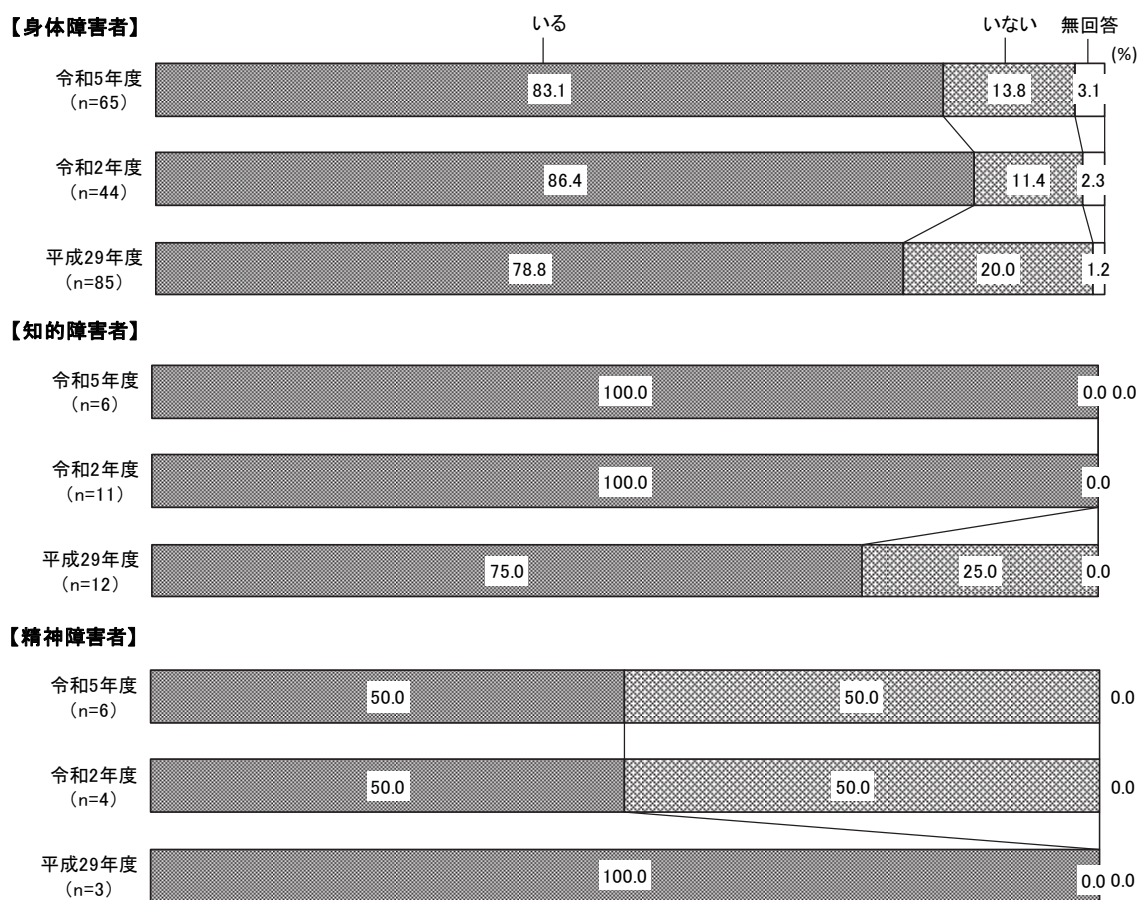
知的障害者では、「いる」の割合が100.0%となっています。

精神障害者では、「いる」の割合と、「いない」の割合が同率の50.0%ずつとなっています。

過去の調査結果と比較すると、知的障害者では、令和2年度以降「いない」という回答がなくなっている一方、精神障害者では、令和2年度以降半数が「いない」と回答しています。

図表 避難を助けてくれる人の有無(障害別)【経年比較】

<単独避難ができないと回答した人>



③災害時の困りごとや不安なこと

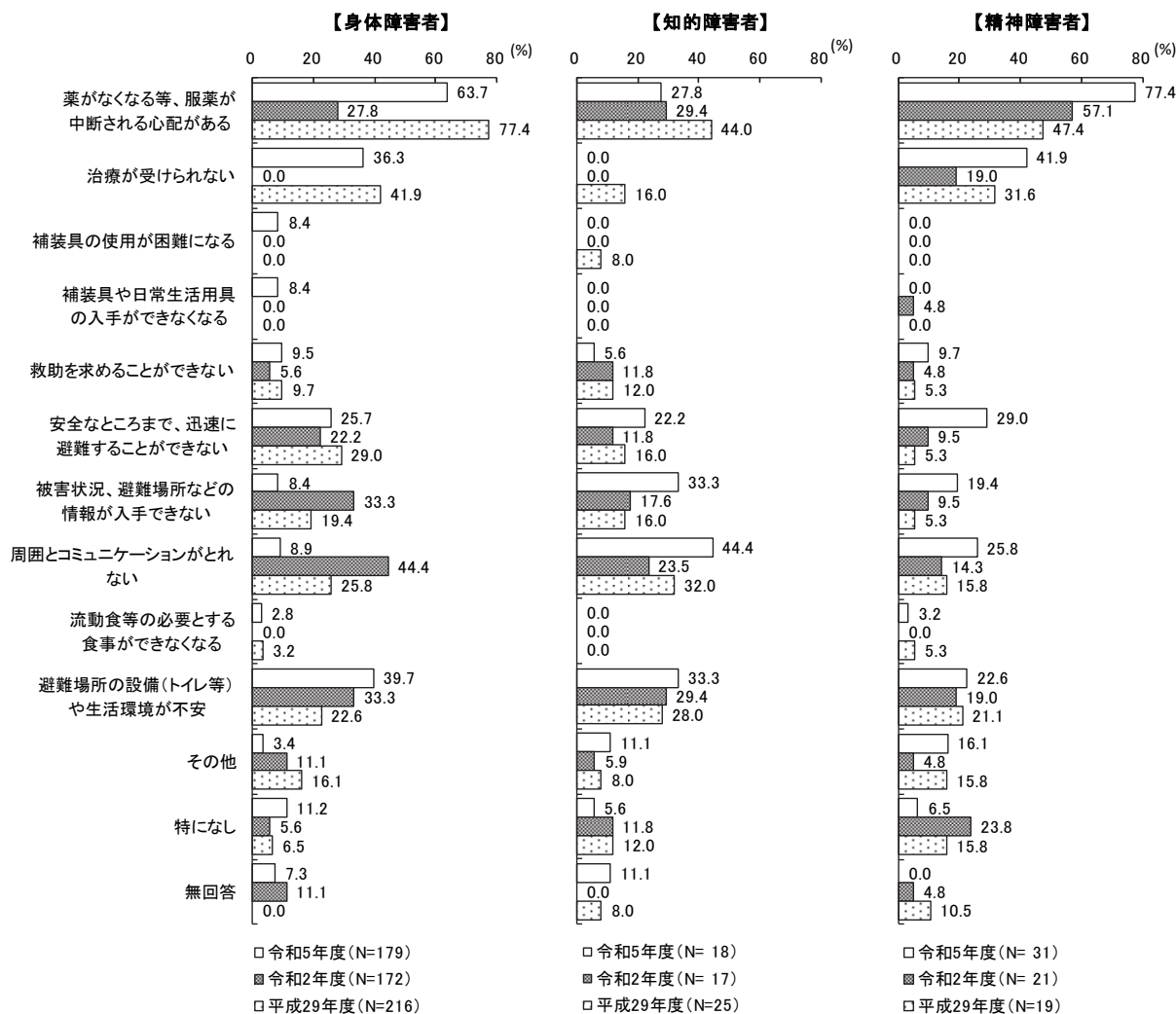
災害時の困りごとや不安なことは、身体障害者では、「薬がなくなる等、服薬が中断される心配がある」(64.8%)が最も多く、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(39.7%)、「治療が受けられない」(36.3%)などが続いています。

知的障害者では、「周囲とコミュニケーションがとれない」(44.4%)が最も多く、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(それぞれ33.3%)などが続いています。

精神障害者では、「薬がなくなる等、服薬が中断される心配がある」(77.4%)が最も多く、「治療が受けられない」(41.9%)などが続いています。

過去の調査結果と比較すると、精神障害者では、割合が高くなっている項目が増えています。

図表 災害時の困りごとや不安なこと(障害別:複数回答)



(9) 権利擁護

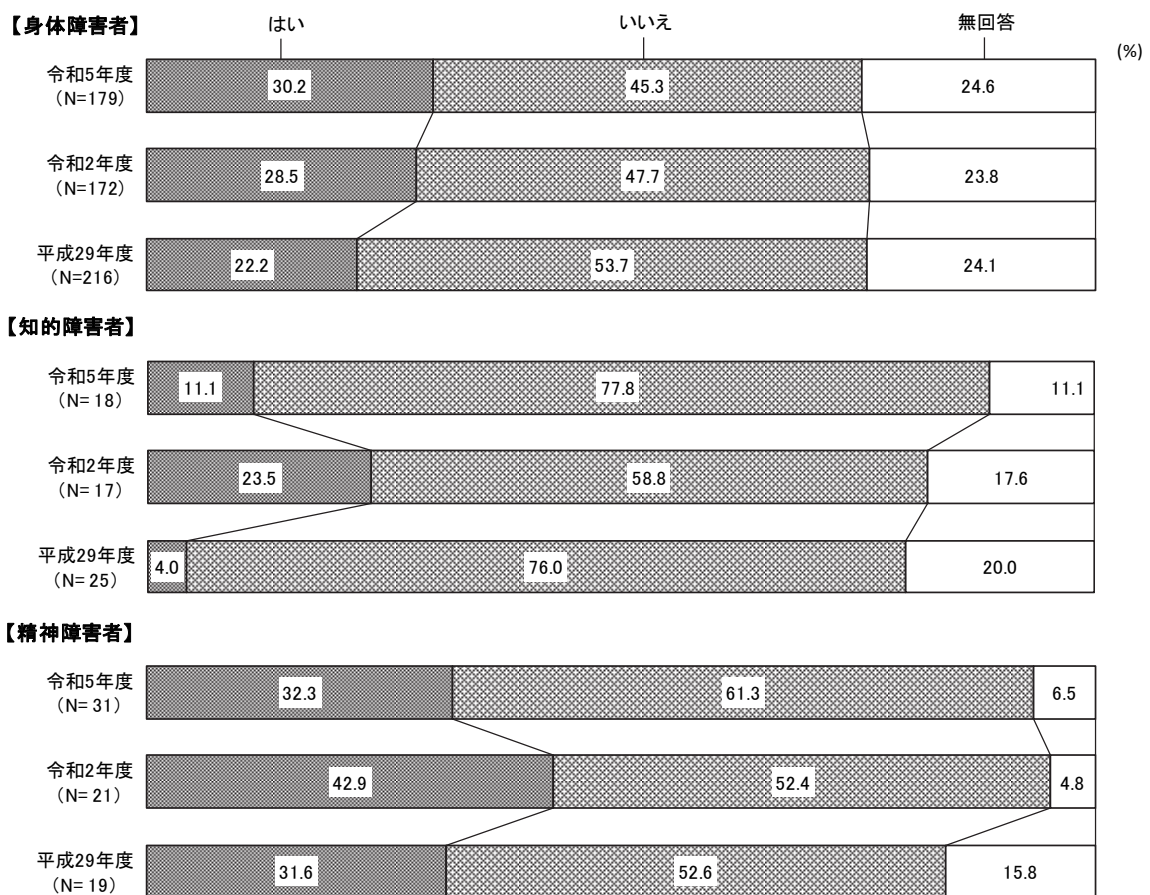
① 町民のノーマライゼーションの理解の有無

ノーマライゼーションが町民に十分理解されていると思うかについては、身体障害者では、「はい」の割合が30.2%、「いいえ」の割合が45.3%となっています。

知的障害者でも、「はい」の割合が11.1%、精神障害者では、「はい」の割合が32.3%であり、いずれの障害種別でも「いいえ」の割合の方が高くなっています。

過去の調査結果と比較すると、身体障害者では「はい」の割合が高くなっている一方で、知的障害者、精神障害者では、「はい」の割合が令和2年度から下がっています。

図表 町民のノーマライゼーションの理解の有無(障害別)【経年比較】



②ノーマライゼーションが理解されていないと感じるとき

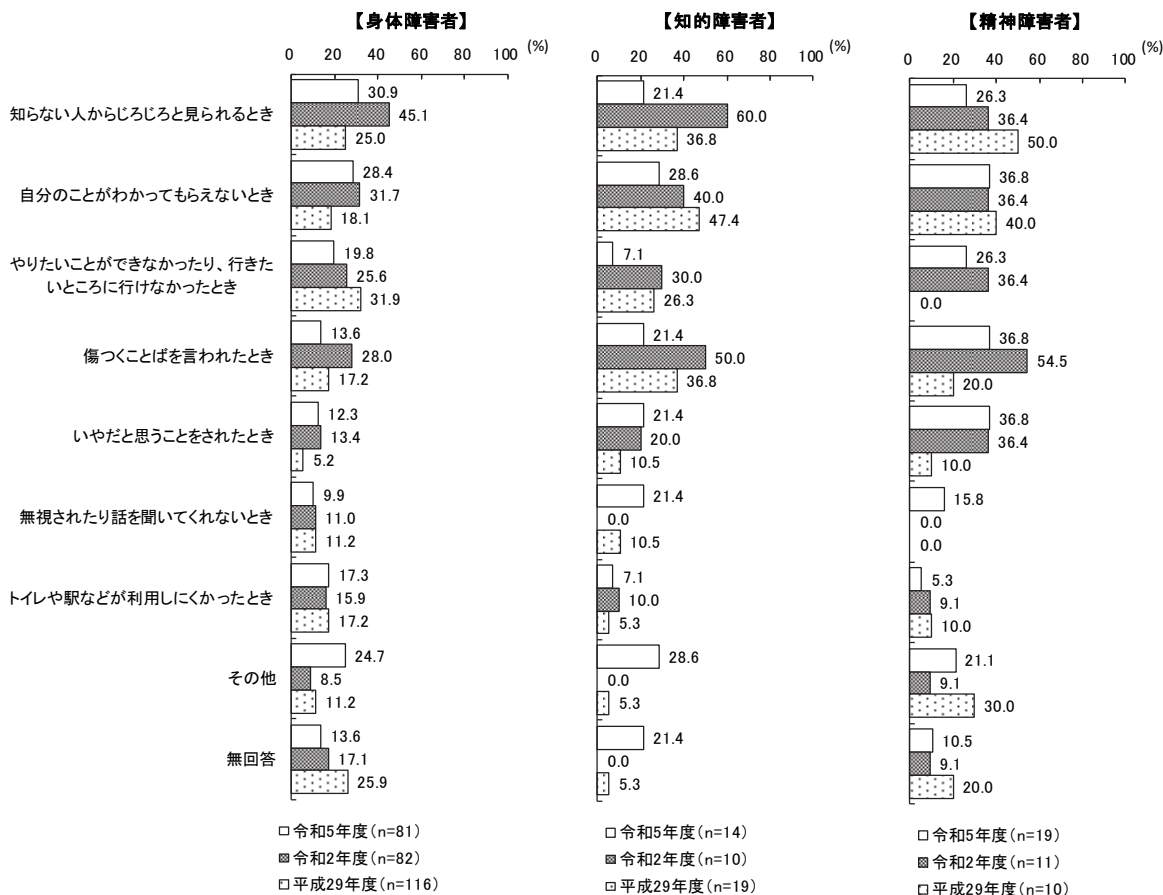
ノーマライゼーションが町民に十分理解されていないと思うと回答した人に、どのような時に感じるかたずねたところ、身体障害者では、「知らない人からじろじろと見られるとき」(30.9%)が最も多く、「自分のことがわかってもらえないとき」(28.4%)などが続いています。

知的障害者では、「自分のことがわかってもらえないとき」(28.6%)が最も多く、「知らない人からじろじろと見られるとき」、「傷つくことばを言われたとき」、「いやだと思ふことをされたとき」、「無視されたり話を聞いてくれないとき」(それぞれ21.4%)などが続いています。

精神障害者では、「自分のことがわかってもらえないとき」、「傷つくことばを言われたとき」、「いやだと思ふことをされたとき」(それぞれ36.8%)が最も多くなっています。

過去の調査結果と比較すると、3障害ともに「その他」が令和2年度に比べて多くなっています。具体的には、「ノーマライゼーションの意味が分からない」、「言葉にするのは難しい」などの回答がありました。

図表 ノーマライゼーションが理解されていないと感じるとき(障害別:複数回答)
 <ノーマライゼーションが町民に十分理解されていないと思うと回答した人>【経年比較】



③成年後見制度の認知度

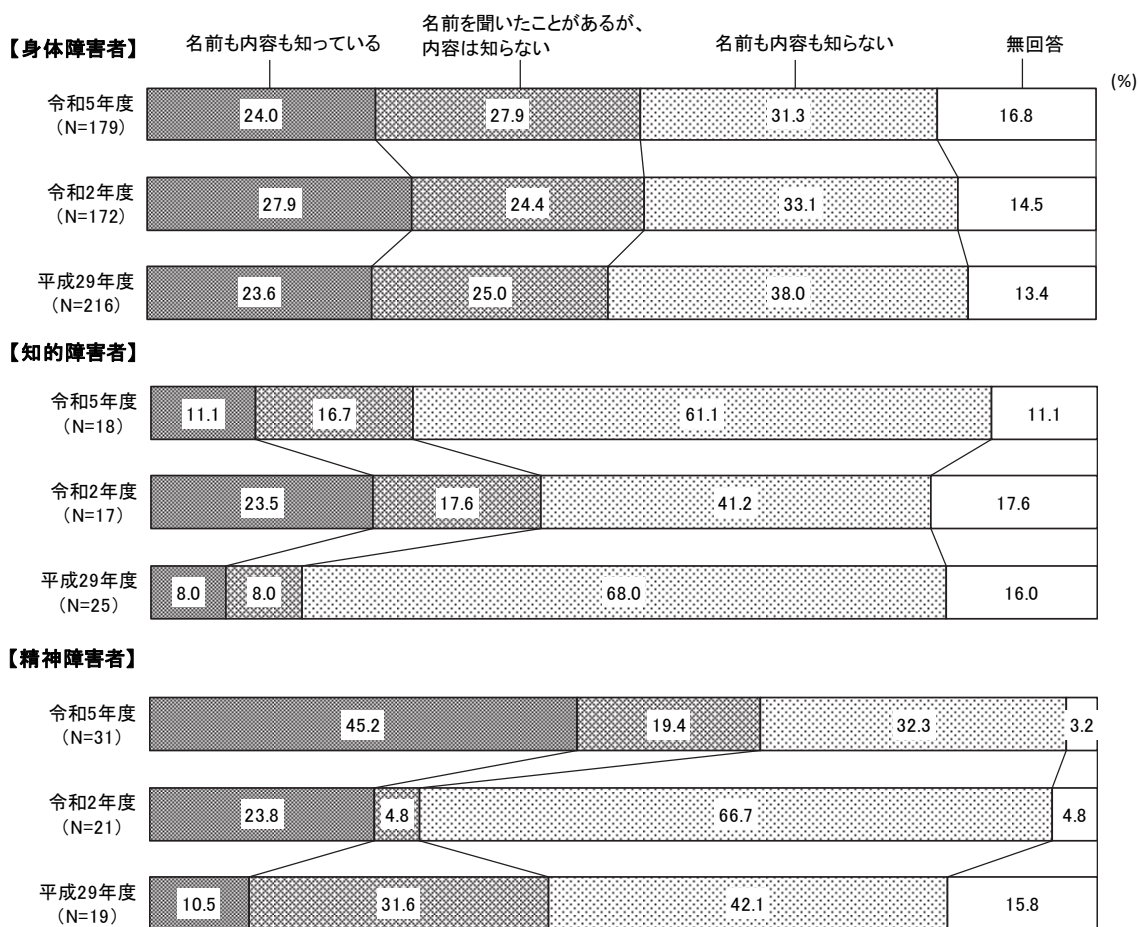
成年後見制度の認知度は、身体障害者では、「名前も内容も知っている」の割合が24.0%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(27.9%)を含めると51.9%となっています。

知的障害者では、「名前も内容も知っている」の割合が11.1%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(16.7%)まで含めると認知度は27.8%となっています。

精神障害者では、「名前も内容も知っている」の割合が45.2%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(19.4%)まで含めると認知度は64.6%となっています。

過去の調査結果と比較すると、精神障害者で、「名前も内容も知っている」の割合が令和5年度に半数近くで高くなっています。

図表 成年後見制度の認知度(障害別)【経年比較】



④障害者差別解消法の認知度

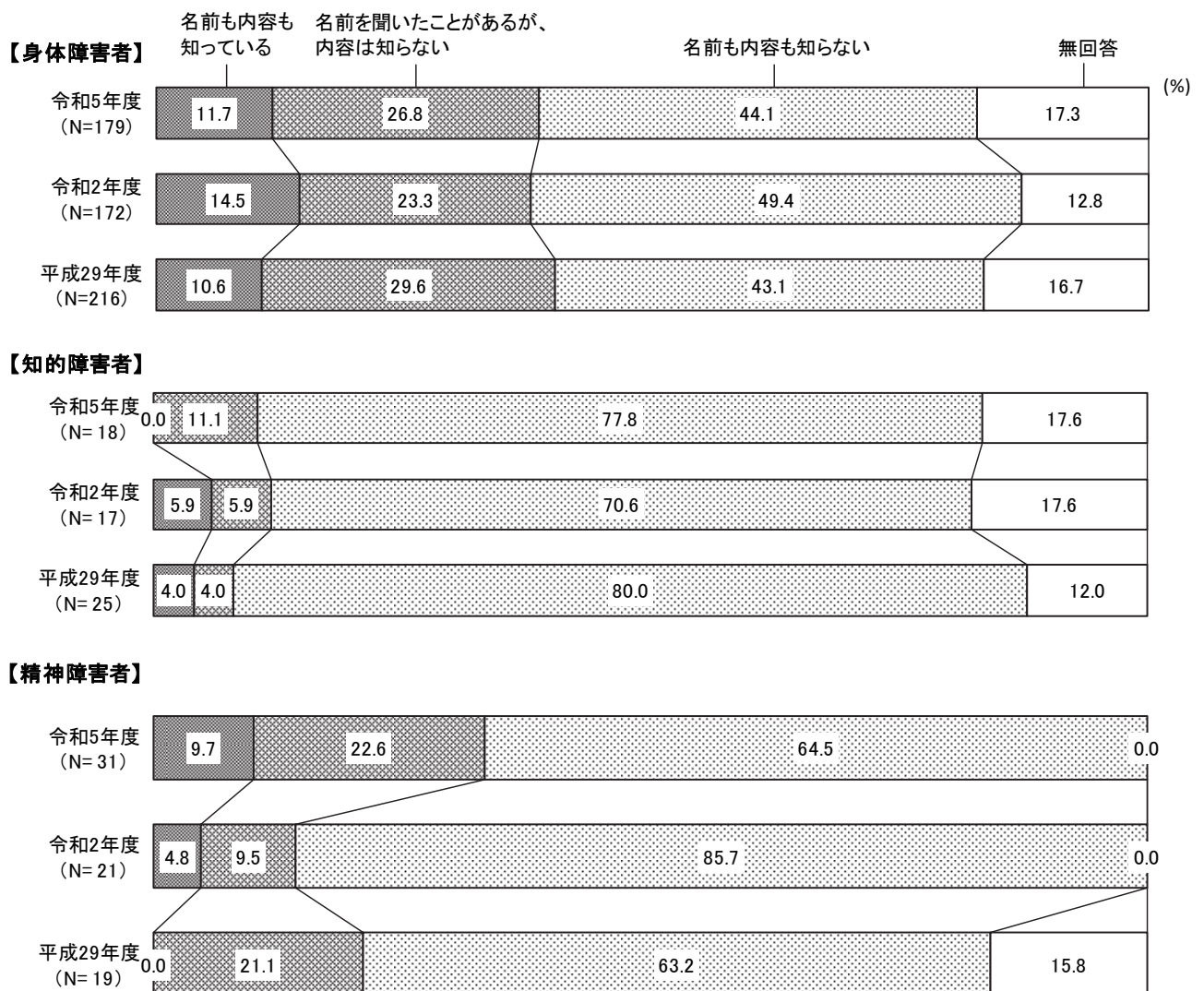
障害者差別解消法の認知度は、身体障害者では、「名前も内容も知っている」の割合が11.7%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(26.8%)まで含めると38.5%となっています。「名前も内容も知らない」は44.1%となっています。

知的障害者では、「名前も内容も知っている」との回答はなく、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が11.1%となっています。「名前も内容も知らない」は77.8%となっています。

精神障害者では、「名前も内容も知っている」が9.7%であり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(22.6%)まで含めると認知度は32.3%となっています。「名前も内容も知らない」は64.5%となっています。

過去の調査結果と比較すると、精神障害者では、「名前も内容も知っている」の割合が高くなっています。

図表 障害者差別解消法の認知状況(障害別)



(10) 施策

① 充実を望む施策

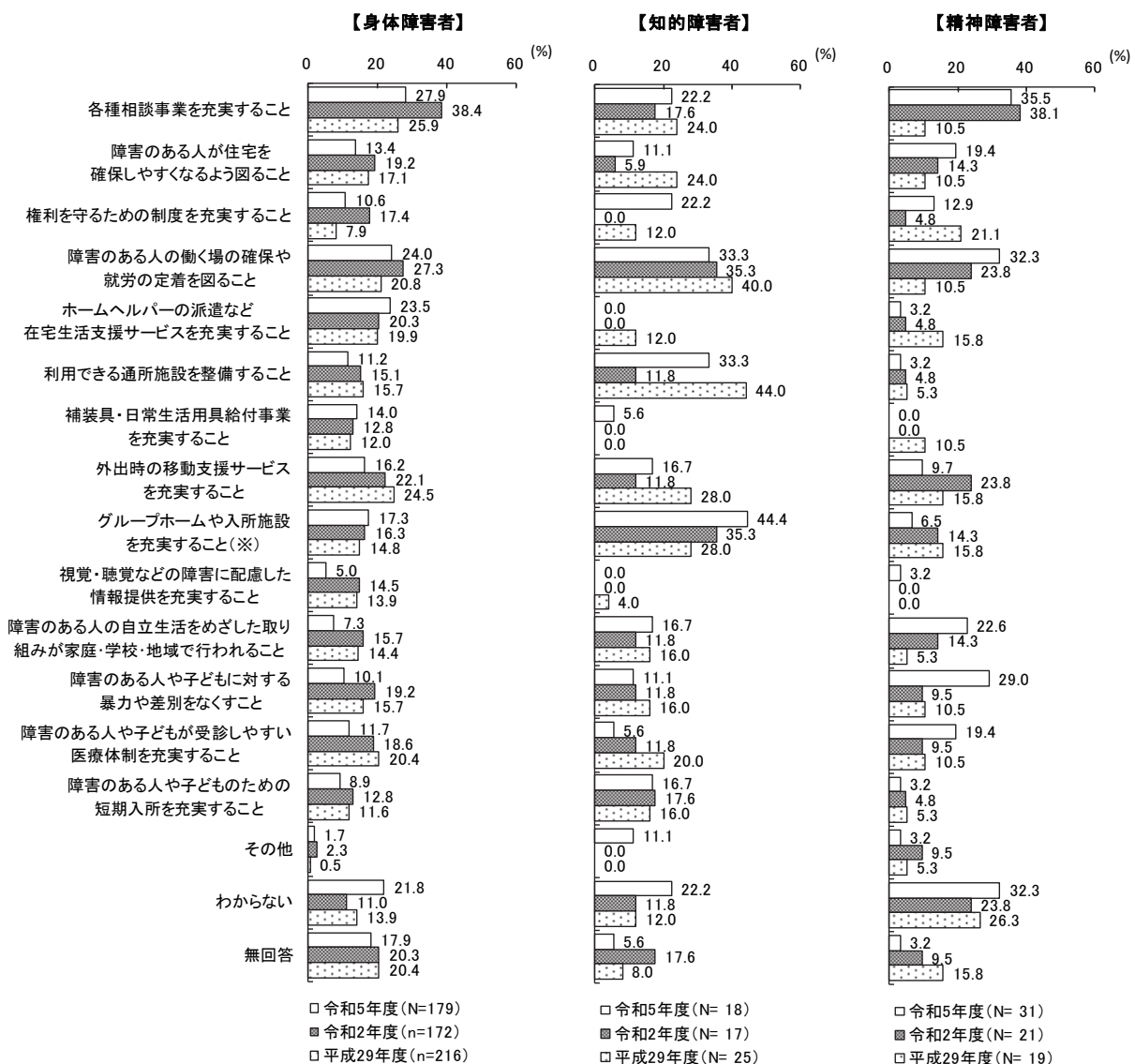
町に充実を望む施策は、身体障害者では、「各種相談事業を充実すること」(27.9%)が最も多く、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」(24.0%)、「ホームヘルパーの派遣など在宅生活支援サービスを充実すること」(23.5%)などが続いています。

知的障害者では、「グループホームや入所施設を充実すること」(44.4%)が最も多く、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」、「利用できる通所施設を整備すること」(それぞれ33.3%)などが続いています。

精神障害者では、「各種相談事業を充実すること(35.5%)」が最も多く、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」、「わからない」(それぞれ32.3%)などが続いています。

過去の調査結果と比較すると、身体障害者、知的障害者では、「グループホームや入所施設を充実すること」の割合が伸びている一方、精神障害者では、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が伸びています。

図表 充実を望む施策(障害別:複数回答(5つまで))【経年比較】



5 関係機関へのヒアリング

関係機関に計画策定に当たっての課題、要望等についてヒアリング(意見聴取)を実施しました。

(1)調査概要

町内外の関係機関に、計画策定に当たっての課題、要望等についてヒアリング及び書面での意見聴取を行いました。

■ヒアリングによる意見聴取

<町内団体・事業所>

調査対象	日時
女川町手をつなぐ親の会	令和5年8月 7日(月)
女川町障がい者福祉協会	令和5年8月 1日(火)
社会福祉法人 永楽会	令和5年8月 7日(月)
NPO法人 きらら女川	令和5年7月 28日(金)
女川町地域活動支援センター うみねこ園	令和5年8月 1日(月)
女川町社会福祉協議会	令和5年8月 7日(月)

■書面による意見聴取

<町内団体・事業所>

調査対象
女川町地域医療センター病児病後児保育室 じょっこおながわ

<町外事業所>

・訪問系事業所

調査対象
ニチイケアセンターわたのは
ぱんぷきん介護センターヘルパーステーション ぱんぷきん
セントケア石巻東

・放課後等デイサービス

調査対象
そくしん渡波
ポップ石巻中里教室
みんなはなまる
共生型福祉施設 はびねすプラザ はっぴーきっず
石巻市かもめ学園

(2)調査結果

<町内団体・事業所>

①女川町手をつなぐ親の会

- ・ 町内にショートステイなどができる場所がほしい。
- ・ 他の団体とも集まれる機会があるとよい。
- ・ 施設入所等を利用する際、親としては安心して預けたい。安心できる体制を整えてほしい。

②女川町障がい者福祉協会

- ・ 気軽に相談できる窓口がほしい。
- ・ 活動として移動研修や花見会はあるが、参加者が減ってきている。障害のある人もない人も参加できるつどいの場があるとよい。
- ・ 障害福祉サービスや町の福祉施策(医療費助成、タクシー券、ガソリン券など)良いサービスがあるが、制度を知らない方のために、分かりやすい周知の仕方を考えてほしい。

③社会福祉法人 永楽会

- ・ 基準該当施設として、障害福祉サービス(生活介護・短期入所)を提供しているが、介護保険サービスでは加配加算や連携加算があるが、障害福祉にはなく算定できないため運営上厳しい。
- ・ 短期入所は空所利用型となっており、空き状況により受け入れ可能。
- ・ 生活介護は曜日により空きがあるため、受け入れ可能。

④NPO法人 きらら女川

- ・ 障害への理解、差別解消の取組が必要である。
- ・ 職員5名体制で運用しているが人材不足であり、サービスの質の低下を防ぐため人材募集の方法など解決策を模索している。
- ・ 工賃向上を図るため、販路拡大や施設規模の拡大を考えている。
- ・ 利用ニーズが高まっているため、事業所移転を検討しているが、場所等の課題があり、現状に留まっている。
- ・ 就労支援では、一般就労に失敗した場合など怖さを持つ方もおり、就労後の困りごとを相談できる就労定着の支援などが必要である。
- ・ 居住支援では、女川に住み続けたいと思っている方が一人暮らしとなった場合のサポート体制が必要。ヘルパー利用しながら独居となるか、グループホームや施設入所などを利用するかを見据えた支援が必要である。
- ・ 障害年金に対して誤った認識が見受けられるため、制度の周知が必要である。

⑤女川町地域活動支援センター うみねこ園

- ・ 保護者が緊急搬送された際の障害者児の受け入れ先等対応が課題である。
- ・ 日中一時の学校からの迎え時間がまちまちで、時間対応が大変である。
- ・ 利用時間の適正管理のため、今年度からタイムカードを利用して時間管理をしている。
- ・ 日中一時利用者の保護者から、高等学園に通わせたいと思っているので、生徒の生の声が聞きたいと要望あり。また、中学校1年生のうちから学校訪問に行ってみたい。

⑥女川町社会福祉協議会

- ・ 町内で気軽になんでも相談できる場所がほしい。
- ・ 専門職だけでなく、町民ボランティアの教育が必要である。

- ・ 死後事務は、他の社協でも取組んでおり、女川町でも必要ではないかと考えている。
- ・ 社協で法人後見をしている方が2名おり、成年後見制度について家庭裁判所・町・後見人などを集めて情報共有の場をつくりたい。
- ・ 市民後見人の育成について、勉強会の実施を検討している。

⑦女川町地域医療センター病児病後児保育室じょっこおながわ

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う配置人員の不足に伴い、受け入れ時間、定員の制限を続けている状況にある。また、今年度に入ってからヘルパンギーナや胃腸炎等の流行によって利用者数が増加している。
- ・ 障害があってもなくても、地域で子どもを育み、住み続けられるようにし、サービスの地域格差を解消していきたい。
- ・ 必要としている人のもとに、適切なサービス、支援がとどけられるよう、分かりやすい広報の方法や周知の仕組みづくりを進め、情報格差を解消していきたい。
- ・ 女川町地域医療センターには常勤の小児科医が不在であり、その中で医療的ケア児を受け入れることについて万全な体制とならず、課題である。また、医療的ケア児が成人した後も支援が切れたり利用しにくい状況にならないような配慮も必要である。
- ・ 医療的ケア児等のコーディネーターの配置と育成、医療・保健・福祉教育などの関係機関のネットワーク化と連携の推進、ならびに災害時支援体制の構築が必要である。

<町外事業所>

○サービス提供の現状と課題

- ・ 女川町利用者の支援として、年に数回の通院介助と週2回の家事援助をキャンセルなく利用できている。特にコロナ禍の影響はない。(訪問系事業所)
- ・ ヘルパーの確保が難しいため、今後必要な人に支援ができない可能性がある。(訪問系事業所)
- ・ コロナ禍の最中は感染予防に焦点をおきながら、活動のペースが落ちないように努力を払ってきた。行動制限が解除されてからも感染対策をとりつつ、以前の活動レベルに戻って行きたいが、コロナがなくなった訳ではないので、コロナとの共存という新しい課題に取り組んでいる。(放課後等デイ)
- ・ コロナの影響も少なくなり、安定したサービスの提供ができている。課題は、送迎の距離と、時間が取れない点である。(放課後等デイ)
- ・ 放課後と長期休みに療育を提供している。石巻市内10か所、東松島市、女川町各1か所に迎えに行くため、下校時間が重なった場合の配車に苦慮している。(放課後等デイ)

○女川町の利用者・家族からの支援ニーズ

- ・ 「家事のしかたを教えて欲しい、覚えたい、教えてもらいながら一緒に行きたい」、「自分の出来にくい家事を支援してほしい」、「通院を手伝ってほしい」、「入浴を手伝ってほしい」などの多様なニーズがある。(訪問系事業所)
- ・ 中学を卒業する頃から、将来の就労等のことを悩む親御さんが多いように感じる。女川町にも利用しやすい放デイがあると良いと言われる方もいる。(放課後等デイ)
- ・ 学校の担任も家族も、当事業所に勉強の支援を望んでいる様子。宿題の援助は活動の一つとして取り組んでいるが、放課後等デイサービスは塾(教育)ではなく、社会とつながる力や生

活能力を高める療育の場ということが認識されていないのが残念である。(放課後等デイ)

○これからの障害児のケアや家族支援で必要なこと

- いかなる障害がある子であろうと、家族が「支援を受ける」という受け身で構えるのではなく、生活に必要な能力の獲得を支援することが、利用者の生きがいにつながると考える。(訪問系事業所)
- 早い段階から、学校以外の療育を受ける場へのつながりが必要であると感じている。(放課後等デイ)
- 子どもたちに対する理解が必要である。どのような子どもに対しても、肯定的な姿勢で接することが大切であり、保護者に寄り添ったサービスも必要である。保護者が集まり懇談会のような場で、情報を共有することが重要であり、保護者のメンタルケアも大切。(放課後等デイ)
- 障害児には丁寧な関わりが必要なため、人員も多く配置されているが、昨今ではひとり親家庭や外国人等多様な家庭が見受けられる。虐待や貧困も問題であり、より専門的な知識が必要となっている。(放課後等デイ)
- 児童発達支援だとすると町外の利用は負担である。早期発見してもすぐには療育にはつながらないので、出張型児童発達支援事業があると便利であると考えている。(放課後等デイ)

○女川町の次期計画に記載してほしいこと

- 障害者が自立して生活できるような支援をしていくこと。アルコール依存から障害者になる人を減らしたり、障害者が仕事を得て暮らせるよう支援していくこと。(訪問系事業所)
- 教育と福祉、保育と福祉などをもっと福祉を身近に感じながら成長してゆく取組の強化などがあれば良いと思う。(放課後等デイ)
- 子育て支援を手厚くしつつ、高齢者支援とのバランスを取る施策を進めてほしい。(放課後等デイ)
- 放課後等デイサービスの役割が周知されるとよい。障害児とその家族のためにも、放課後等デイサービス設置の検討。(放課後等デイ)

6 自立支援協議会からの意見

石巻市女川町自立支援協議会の意見聴取から、石巻市・女川町の障害児者を取り巻く10の領域での地域課題とそれらに寄せられた第6次計画期間の取組状況等(カッコ内)をまとめました。

領域	地域課題(第6次計画期間の取組状況等)
未就学児期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センター設置の早期実現(令和8年度の設置を目指す) ・ 保育所等訪問支援の充実(圏域内2か所実施済) ・ 在宅児への発達支援事業の提供(県との連携により家庭内療育の強化済)
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの質の格差是正(研修案内、横の連携の強化実施済) ・ 地域格差是正 ・ 学齢期における保健師とのつながりの強化
児童期全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族(母・兄弟)支援の充実 (保護者交流会の実施、兄弟児の課題共有済) ・ 障害児サービスから障害者サービスへの連携強化 (移行期での個別支援会議等で実施済)
医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療と福祉の更なる連携強化(退院前会議の対応は実施、緊急時対応等での地域病院の受け入れや、児に対するスムーズな対応が課題) ・ 短期入所、レスパイトケアの充実 (医療型ショートステイの整備をふまえた、医療機関の利用調整及び連携が課題) ・ 居住地でのサービス利用が可能となる体制整備 (医療系の担い手・事業者研修及び在宅訪問診療の整備が課題) ・ 高等部卒業後の通所先の確保拡充(就労支援も視野に入れた研修等の実施が必要) ・ スクールバス送迎の拡充(地域課題として協議が必要)
成人期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者主体のサービス選択とサービス提供の実施(意思決定支援に基づく権利擁護研修の継続) ・ グループホーム増設の必要性(日中サービス支援型GHを1か所建設中)
障害者就労	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業における障害者理解の促進(一般就労の推進、就業関係機関との連携強化) ・ 就労移行支援事業所数の減少に伴う地域課題への体制整備 (令和7年度就労選択支援事業の実施に際しての関係機関への周知と課題共有) ・ 就労継続支援B型事業所からの一般就労促進 (令和6年度就労支援部会にて課題の整理と研修の在り方検討予定)
老齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険への移行/連携強化(合同研修、包括ケア会議への参加等実施済。更なる連携強化のあり方の検討が必要)
ソフト(支援)全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムの充実(「にも」包括、多機関連携のさらなる強化) ・ 困難ケースに対応可能な人材や施設の整備拡充 (地域づくり及び地域生活支援拠点の再構築並びに福祉計画に基づく施設整備) ・ 相談支援事業所の役割について検討・共有、切れ目のない相談支援体制整備 (医療的ケア児、発達支援等相談体制の見える化の整備が課題)

(次ページに続く)

(前ページから続く)

領域	地域課題(第6次計画期間の取組状況等)
ハード(環境) 全般	<ul style="list-style-type: none">• 点字／音声信号などバリアフリー化拡充• ヘキ地における移動手段の充実(移動弱者の事例共有、資源づくりへ)• 地域生活支援拠点の充実(シェルター、单身生活体験) (令和6年度面的整備の実質的な検証と運用の課題整理)• 障害者入所支援施設の必要性• 災害時の避難所体制整備
その他	<ul style="list-style-type: none">• 相談員の質の向上(相談支援部会による研修会、事例検討会、ミニ学習会等実施済)• 行政サービスの身近さ

7 前期計画の評価

(1)重点施策

本計画では重点施策として、以下の4つを定めており、今期の状況は次の通りです。

①相談支援体制の構築と情報提供の充実

障害のあるすべての人が相談につながるよう、包括的相談支援体制の構築を目指しており、今後関係機関との連携による重層的支援体制を検討することとなっています。

情報提供については、広報おながわ、町ホームページ、障害福祉ガイドブック、各種パンフレット等を充実させ、障害のある人に限らず、広く町民に情報提供を行っています。

②地域生活支援体制整備

障害の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人やその家族が安心して暮らせるよう、石巻圏域内で地域生活支援拠点の面的な整備と運営を進めてきました。

アンケートやヒアリングでも、女川町に住み続ける支援が求められていることから、今後のニーズの高まりを見据えた利用しやすい拠点となることが期待されます。

③障害児支援の強化

障害児支援についても、石巻市と共同で児童発達支援センターの整備を進めてきましたが、未整備であるため、今後の課題となっています。医療ニーズのある児童の放課後等デイでは石巻市内事業所の利用が進んでいます。その他の医療的ケア児への支援についてはまだ進んでいませんが、女川町地域医療センター病児保育室との連携や、保育所等相談支援の体制とも連携しながら、医療ニーズのある障害児をサポートするために、石巻圏域だけでなく町内の関係機関の協議の場の拡充が必要です。

④障害のある人への理解促進と差別解消の推進

すべての町民の障害への理解と差別解消を進めるため、子どもの頃からの福祉教育、地域での交流の促進、各種イベントの支援、家族会・当事者団体の支援を計画してきましたが、コロナ禍で実施できないものも多く、今後の課題となっています。

(2)事業評価

現計画では、施策ごとに毎年度、以下の評価軸に沿って進行管理を実施しており、その成果は次の通りです。 【○:計画(目標)通り実施できた △:計画(目標)を一部実施できた ×:未実施】

基本目標1 いきいきとした生活のための支援(13 事業)

- 令和4年度は13事業のうち一部実施または未実施の事業はありませんでした。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
令和3年度	件数	13	0	0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%
令和4年度	件数	13	0	0
	割合	100.0%	0.0%	0.0%

基本目標2 住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実(18 事業)

- 令和4年度は18事業のうち2事業が一部実施となっています。令和4年度一部実施の事業としては、「グループホーム等の整備の検討」、「財産管理サポートセンターとの連携」があり、引き続き地域移行・地域定着を促進するための地域生活支援や、そのための地域生活をサポートする権利擁護支援の取組を進める必要があります。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
令和3年度	件数	15	3	0
	割合	83.3%	16.7%	0.0%
令和4年度	件数	16	2	0
	割合	88.9%	11.1%	0.0%

基本目標3 安心・安全で快適なまちづくりの推進(8事業)

- 令和4年度は8事業のうち、実施が7事業、一部実施が1事業でした。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
令和3年度	件数	6	1	1
	割合	75.0%	12.5%	12.5%
令和4年度	件数	7	1	0
	割合	87.5%	12.5%	0.0%

基本目標4 障害福祉サービスの体制充実(12 事業)

- 令和4年度は12事業のうち4事業が一部実施となっています。
- 一部実施の事業として、「障害福祉サービスの拡充・充実支援」、「共生型サービスの検討」、「児童発達支援センターの整備」、「障害児通所支援等の拡充・充実支援」があります。
- 今後は、障害福祉サービスの拡充、放課後等デイ等の障害児通所支援、並びに石巻市と協議してきた児童発達支援センター整備の取組を引き続き進める必要があります。

		○(実施)	△(一部実施)	×(未実施)
令和3年度	件数	8	4	0
	割合	66.7%	33.3%	0.0%
令和4年度	件数	8	4	0
	割合	66.7%	33.3%	0.0%

(3)障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)の成果

本町では、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標・活動目標を設定してきており、その成果は次の通りです。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

◆施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

「地域移行・地域定着の促進」として、施設入所者へグループホーム体験の機会を提供することにより、地域移行者の実績が1名となりました。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

石巻圏域における、保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する協議の場を開催し、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを進めてきました。

◆精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

精神病床に入院している精神障害者の地域移行・定着支援、グループホーム等の利用を見込み目標設定し環境づくりを進めています。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

石巻市と共同で、地域の複数の事業所が機能を分担する「面的整備型」により、地域生活支援拠点を整備しており、目標を達成しています。

④福祉施設から一般就労への移行等

◆就労移行支援事業を利用する者の数

令和5年度の就労移行支援事業を利用した一般就労者数が1人になることを目標としていましたが、令和4年度末時点では利用者の意向等もあり目標を達成していない状況です。

◆就労定着支援事業利用者数

就労移行支援事業等を利用した令和5年度の年間一般就労者数の目標を1人としており、その1人が就労定着支援事業を利用することを目指していますが、令和4年度末時点では町内に事業者がないこともあり、利用者はいません。

◆就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

令和5年度において、就労定着支援事業所が町内にできた場合、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。)が80%以上になることを目標としています。令和4年度末では就労定着支援事業所がないため、目標を達成していません。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

◆児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

石巻市と共同で、令和5年度末までに障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターを整備することを目標としています。令和4年度末では未整備であり、目標を達成していませんが、整備に向けて、引き続き検討を進めていきます。

また、令和5年度末までに町内で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としていましたが、令和4年度末時点で既に圏域内に保育所等訪問支援を提供する事業所があり、町内での利用者もおり目標を達成しています。

◆主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保(維持)することを目標としています。石巻市内に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所があり、町民も利用できる状況にあるため、目標を達成しています。

◆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

石巻市と共同で医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を整備することとしていましたが、自立支援協議会の障害児支援部会で協議検討を実施しているため、目標を達成しています。

また、コーディネーターの配置についても、既に1人配置済のため目標を達成しています。

第2章 計画策定にあたっての課題

1 計画策定にあたっての課題

(1) 住み慣れた暮らしを続ける仕組みづくり

アンケート調査の結果によれば、身体障害者の多くが高齢者となり、知的障害者は 30～40 代、精神障害者も 50 代が多くなっています。悩みや困りごとを相談できる人も家族や知人・友人のほかに、身体障害者では広報おながわ、役場の窓口が大半であり、精神障害者では医療機関などが多くなっています。ヒアリングからは気軽に相談できる場が必要との意見が出され、身近な場での相談やニーズを把握する機会の充実が課題です。また、障害者本人とあわせ、これから家族の高齢化も進んでいくことから、今後は、親なき後の福祉のあり方について検討も考える必要があります。

(2) いきいきとした生活を実現する支援

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活し、いきいきと学び・働き、社会参加できるような、支援体制がより一層課題となっています。アンケート調査の結果から、就労について、障害種別でニーズが異なることから、地域や関係機関とも連携しながら、障害者が働くことへの理解を深めともに働くことの仕組みを考える必要があります。また、日頃からのスポーツや芸術文化活動への参加を支援し、豊かな地域生活が送れるような地域づくりを行うことが必要です。

(3) 障害児支援・病児支援等の充実

本町では、障害児の支援を行う事業所が少なく、児童発達支援や放課後等デイの整備が課題であり、石巻市と児童発達支援センターの整備を進めていきます。障害児支援は、石巻圏域でのサービス利用ですが、今後は、町内の病児・病後児保育、保育所との連携や、学校等と連携し、障害のある子どもたちに適切なサービスを継続して提供できる支援体制を強化することが課題です。

障害のある子どもたちが本町で暮らし、学び続けるための福祉や医療等の支援のあり方、教育分野との連携について、子ども・子育て支援計画での検討も含め考える必要があります。

(4) 障害福祉サービスの体制充実

障害者の地域生活を支援するためのさまざまなサービス提供体制を充実することともに、課題となっている福祉人材の確保・育成を進め、サービスの質の向上を進めていくことが必要です。

(5) 共生社会の実現に向けたまちづくり

本町でも人口減少と少子・高齢化が進むなかで、障害のある人もそうでない人も、地域で支え合うことができえるまちづくりが課題です。そのためには、差別解消・合理的な配慮を進め、虐待防止や地域での権利擁護支援を講じることが必要です。また、多様性への理解も深め、インクルーシブな社会を実現していくことが必要です。

そうした中で、地域福祉をはじめ他の福祉分野と連携し、共生型の支援の仕組みを検討することが課題です。また、感染症や災害等から障害者を守る支援の充実も必要です。

2 課題と方向

女川町障害者計画（第6次）・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）

現状データ等から

- ◆身体障害者手帳交付者数は減少傾向、令和4年度は264人
- ◆療育手帳交付者数は横ばい、令和4年度は50人
- ◆精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向、令和4年度は65人
- ◆自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向、令和4年度は121人
- ◆特別支援学級に在籍する生徒数は、令和4年度は小学校6人、中学校3人
- ◆心身障害者医療費の助成対象者及び助成件数ともに減少傾向
- ◆心身障害者対策についても横ばいもしくは減少傾向であるが、自動車ガソリン費助成は増加傾向

障害福祉サービス等の実績から

- ◆訪問系サービスは、令和4年度にサービス量は減少したが実利用者数は増えている。
- ◆日中活動系サービスは、生活介護は増加傾向であり、自立訓練（生活訓練、生活訓練）は極めて少ない。就労移行支援、就労継続支援（A型）は1人利用があるか全くないか、就労継続支援（B型）は25人程度の利用がある。
- ◆相談計画相談支援は令和4年度までおおむね横ばい、地域移行支援、地域定着支援は相談がない。
- ◆障害のある児童に向けたサービスの利用が増えている。児童発達支援は令和4年度には利用がなかったが、放課後等デイは令和4年度に急激にサービス利用が拡大している。保育所等訪問支援も令和3年から利用されている。
- ◆石巻市とともに自立支援協議会を設置している。
- ◆地域支援事業については、日常生活給付事業や移動支援事業もコンスタントに利用がある。

国等の動向から（第1回）

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年4月施行）※事業者に対して合理的な配慮の提供を義務付け。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年同9月施行）
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年5月施行）
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年4月施行）
 - ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割に
 - ・福祉型と医療型に分かれていた児童発達支援センターの類型の一元化等。
- 障害者総合支援法等一部改正（令和6年4月施行）
- 障害者基本計画（第5次）（2023～27年度）

国の基本指針

- ◆障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針
- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般施設への移行等
- 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・医療的ケア児等に対する支援体制の充実 等
- 5 発達支援等の一層の充実 6 地域の相談支援体制の充実強化
- 7 障害者等に対する虐待の防止 8 地域共生社会実現に向けた取組
- 9 障害福祉サービスの質の確保 10 障害福祉人材の確保・定着
- 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

計画の評価から

【計画全般】

- ◆令和4年度までおおむね計画通り進んでいる。新型コロナウイルス感染症の影響のあった事業も継続に向けて推進している。
- ◆施設入所からグループホームへの移行が1人実現したことから、在宅障害者の支援に向けて、ケース検討の支援体制を整備していく。
- ◆石巻市とともに、児童発達支援センターの整備を進めており、協議の場を設けて検討している。

【障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標】

- ◆福祉施設入所者の地域生活への移行は未達成。
- ◆地域生活支援拠点は整備済みだが、運用が課題。
- ◆福祉施設から一般就労への移行は未達成。
- ◆児童発達支援センターは、令和5年度末までに石巻市と協働で整備予定であったが未設置である。
- ◆放課後等デイサービス事業所は石巻市内で確保。

障害のある人に向けたアンケート調査から

- 過去2回の調査結果と比較した—
- ◆身体障害者は75歳以上の人が高齢化が進んでいる。知的障害者は30代~40代、精神障害者は50代が多い。
 - ◆就労は精神障害者が前回と比べて高いものの、身体・知的障害者では低下している。
 - ◆緊急時の単独避難について、「できる」との回答は3障害とも半数にとどまり、身体障害者と精神障害者においては令和2年度から、「できる」の割合が低下している。
 - ◆災害時の困りごととしては過去2回の調査と大きな違いはないが、精神障害者で服薬中断の心配を抱える人が増えている。
 - ◆充実を望む施策は、どの障害でも多岐にわたっており、過去2回の調査とも大きな違いがない。知的障害では「グループホームや入所施設を充実すること」が高く、精神障害では「相談支援の充実」や「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が高くなっている。

事業所・団体へのヒアリング調査から

- ◆町内団体からは、相談や交流ができる場への希望、権利擁護の充実、福祉施策の周知が必要であることなどの意見が挙げられた。
- ◆町内事業所からは、人材不足とサービスの低下や緊急時の対応などへの懸念が挙げられるとともに、障害者の地域生活のためのサポート体制の必要性が挙げられた。また差別解消の取組が一層必要だとの声があった。
- ◆訪問系・通所系事業所からは、町内に事業所が少ないため送迎などが課題となっていること、また本人や家族からの多様な支援ニーズが挙げられた。
- ◆特に障害児に対しては、丁寧な対応や早い段階から福祉・教育をつなげる取組が必要との意見が挙げられた。

女川町障害者計画（第7次）・ 障害福祉計画（第7期）・ 障害児福祉計画（第3期） の策定にあたっての課題

1 住み慣れた暮らしを続ける

仕組みづくり

- ◆相談支援体制の強化（町内及び石巻圏域）
- ◆障害者の地域生活のための拠点の整備・運営
- ◆家族介護者支援、ヤングケアラーへの対応

2 いきいきとした生活を実現する支援

- ◆就労支援の充実と就労支援関係機関との連携
- ◆発達障害への理解と支援体制の充実
- ◆高齢障害者の生活支援（高齢者分野との連携）

3 障害児支援・病児支援等の充実

- ◆放課後等デイの整備・検討
- ◆病児・病後児保育の充実
- ◆保育所や学校等と連携した相談・療育

4 障害福祉サービスの体制充実

- ◆訪問系・日中活動系サービスの利用支援
- ◆快適な生活のための地域支援事業（コミュニケーションや同行援護）
- ◆福祉人材の確保・育成
- ◆障害福祉サービス等の質の向上

5 共生社会の実現に向けたまちづくり

- ◆障害や多様性への理解と尊重
- ◆差別理解への取組と合理的配慮の推進
- ◆感染症や災害等から障害者を守る支援の充実
- ◆障害者の地域生活を支える権利擁護支援

第3部 女川町障害者計画(第7次)

第1章 計画の基本的考え方

1 基本理念

「女川町総合計画2019」の基本構想では、町が目指す将来像の『『いのち』と『くらし』をみんなが紡ぐまち』のもと、保健・医療・福祉分野の政策目標として「地域の支え合いとつながりで一人ひとりの幸せが実現するまち」が掲げられています。また、本町が推進するSDGsでは、その基本理念に「誰一人取り残さない」を掲げ、施策を推進しています。

これらの理念のもとで、障害のある人が安心して暮らせるまちは、すべての町民にとっても安心して暮らせるまちになるという観点から、町の進めるあらゆる施策を見直し、また町民や関係機関、事業所や行政等が連携しながら、福祉のまちづくりを進める必要があります。

以上のことから、本計画では引き続き、「障害のある人もない人も、町民すべてが支え合い安心して自立した暮らしができるまちおながわの実現」を基本理念とします。

**障害のある人もない人も、
町民すべてが支え合い
安心して自立した暮らしができるまち
おながわの実現**

2 計画推進の考え方と視点

計画推進にあたっての考え方を次の通りとします。

『障害のある人がさまざまな福祉サービスを利用し、主体的に生活する』

以上の考え方を推進するために、以下の視点に基づき、計画を推進します。

視点1 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別や程度を問わず、障害のある人等が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を利用しながら、障害のある人等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を図ります。

視点2 3障害(身体障害、知的障害、精神障害)と難病等のある人へのサービス提供

障害者総合支援法では、「制度の谷間」を埋めるべく、障害のある人の範囲に難病等を加えていることから、身体・知的・精神障害、難病等のある人に障害福祉サービス等を提供します。また、相談支援の充実を図るとともに、障害種別に応じたサービス提供に努めます。

視点3 障害のある人を支える地域づくり

障害のある人についての取組を進めるうえで、行政はもとより、当事者やその家族、支援者も含めた地域での障害のある人を支えるまちづくりを推進します。そして、障害のある人自身の自発的な取組へのきっかけづくりと協働への働きかけに努めます。

視点4 障害認定基準に当てはまらない人への配慮

従来の障害認定基準に当てはまらない発達障害者や発達障害児(以下、「発達障害者等」という。)や、高次脳機能障害の人等、福祉サービスの利用が困難と思われる人に対しても柔軟に対応し、相談支援やサービスの提供に努めます。

3 基本目標

本計画の基本目標を、次の5点とします。

基本目標1 住み慣れた暮らしを続ける仕組みづくり

障害のある人とその家族が地域で安心して暮らせる地域社会を目指します。障害のある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域生活を支援する拠点の整備と充実を図るとともに、福祉施設等からの地域移行や定着を支援する環境を整えます。

基本目標2 いきいきとした生活を実現する支援

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活し、いきいきと社会参加していくことができるよう、生活支援、コミュニケーション支援の充実を図るとともに、障害者の健康づくりや保健医療との連携を進めます。

また、一般就労や福祉的就労の機会の確保に向けて、企業やハローワーク、福祉施設などの関係機関との連携体制を深め、就労や雇用を促進します。

基本目標3 障害児支援・療育体制の充実

障害のある児童の早期発見、早期療養を行う支援体制を整備し、障害のある児童や医療的ケアを必要とする児童等への支援を協議する場を設け、サービス事業所の確保や地域生活を支える体制を整備します。

また、保育・教育との連携を通して療育体制の充実を図ります。

基本目標4 障害福祉サービスの体制充実

保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携体制を構築し、住み慣れた地域での生活を支える切れ目のない障害福祉サービスの提供を目指します。

また、地域で福祉を支える福祉人材の確保と障害福祉サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

基本目標5 共生社会の実現に向けたまちづくり

障害への理解を深める取組を充実させるとともに、差別解消や合理的配慮に関する理解を促進します。また、緊急時・災害時における避難体制の整備と個別避難計画を充実します。また、総合的な相談支援体制を強化し、成年後見制度等をはじめとした地域生活に必要な情報提供を充実させます。障害のある人もない人も地域で支え合い助け合いながら、生涯にわたり住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを目指します。

4 重点施策

本計画の重点施策を、引き続き、次の4点とします。

(1) 相談支援体制の構築と情報提供の充実

障害の有無に関わらず生活に困りごとを抱える誰もが相談につながるように、必要なサービスの提供ができるように、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

また、制度や各種障害福祉サービス、相談などの生活していく上で必要な情報が届くように、広報おながわを活用するとともに、町ホームページ、障害福祉ガイドブックの配布、各種パンフレット等を充実させて、障害のある人に限らず、広く町民に情報提供を行います。

(2) 地域生活支援体制の運用

障害のある人の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人やその家族が安心して暮らせるように、石巻市と共同で整備した地域生活支援拠点について、運営に関する検証を行いながら、新たな機能の拡充に関する検討を進めていきます。

(3) 障害児支援の強化

子どもの障害の早期発見に努め、適切な支援や療育を行うため、児童発達支援や保育所等訪問支援などのサービスを提供するとともに、相談支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターの設置を目指します。

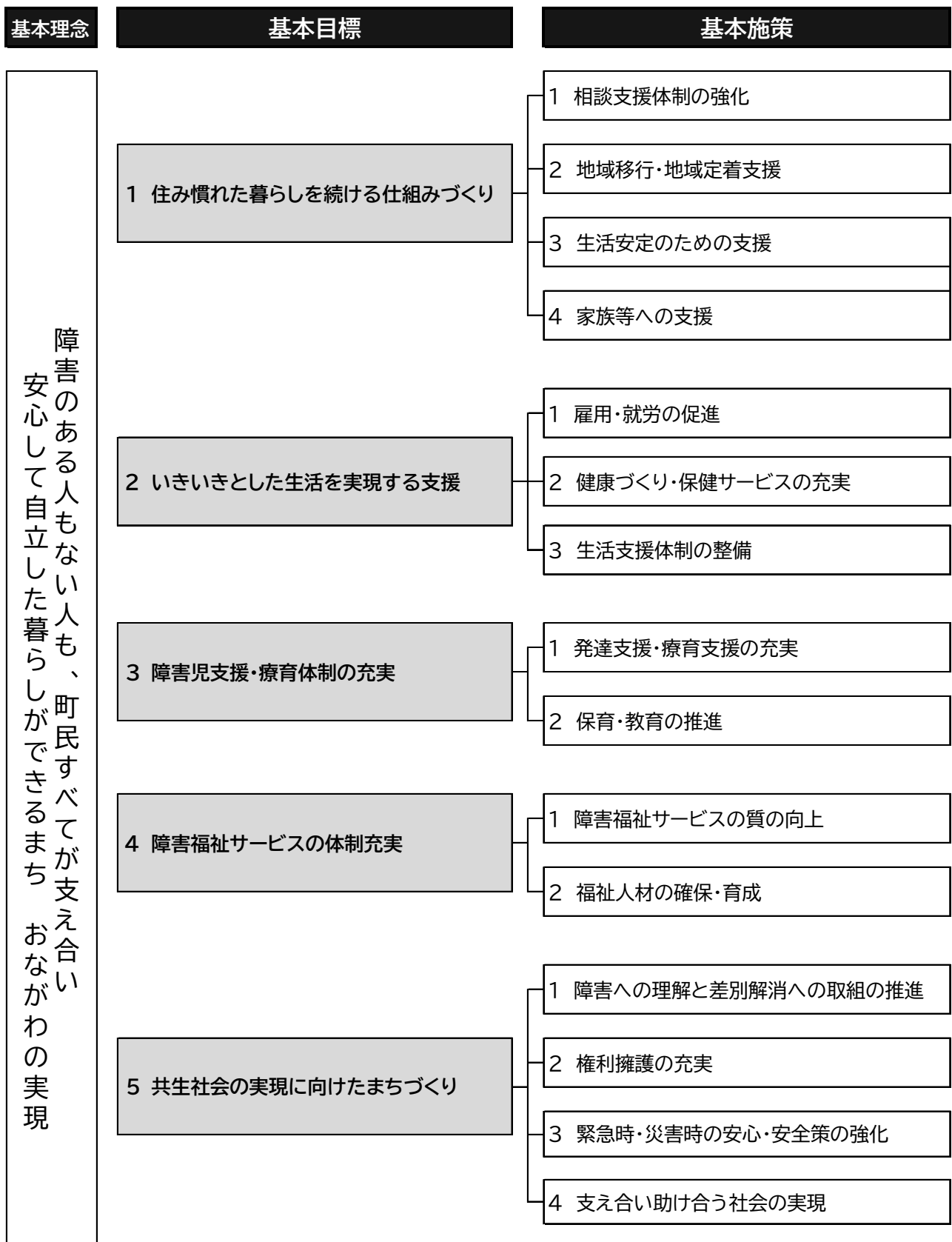
また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、石巻市女川町自立支援協議会に設置した「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場」で支援体制の充実に向け取り組んでいきます。

(4) 障害への理解の促進と差別解消の推進

今後もより一層、すべての町民の障害への理解と差別解消を進めるため、子どもの頃からの福祉教育、地域での交流の促進、各種イベントの支援、家族会・当事者団体の支援を行います。

また、町内の事業所・企業側の理解を深め、障害者への差別解消と合理的配慮に関する理解を促進するため、情報提供、意識啓発を行います。

5 計画の体系



第2章 基本目標別の基本施策と取組

基本目標 1 住み慣れた暮らしを続ける仕組みづくり

1 相談支援体制の強化

障害のある人すべてが一人ひとりに合った生活を自己選択・自己決定できるように、障害のある人、その家族向けに身近な生活の相談から障害福祉サービスの利用にいたるまでの一連の相談支援を行います。

取組	取組内容	担当課
石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみの運営	石巻市とともに「基幹相談支援センターくるみ」を運営しています。地域における障害のある人の相談支援の資質向上を図る目的で、専門的な相談支援、相談事業者に対する指導や助言、人材育成や相談機関との連携強化に関する業務を行います。	健康福祉課
障害者相談支援事業	障害のある人やその家族の保健福祉や生活に関する相談に応じたり、障害福祉サービス等を利用するのに必要な情報を提供し、利用に当たっての援助や障害福祉サービス事業所の紹介を行います。地域生活支援事業として、相談支援事業所2か所に委託します。	健康福祉課
精神障害者コミュニティサロン設置運営事業	石巻市とともに、回復途上にある精神障害のある人やひきこもりの人が安心して過ごすことができる集いの場を提供します。石巻地域総合生活支援センターに開設しています。	健康福祉課
発達相談事業	子どもの発達の心配や生活上の悩みなどについて、専門職による相談を実施し、適切な支援や保護者の育児不安の軽減に努めます	健康福祉課

2 地域移行・地域定着支援

障害のある人の住まいの確保に努めるとともに、重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点の必要な機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の強化・充実を図ります。

また、施設や病院に入所等していた障害のある人の地域生活への移行に向けた相談支援、単身等で地域生活を送る障害のある人について随時の相談・助言等を行います。

取組	取組内容	担当課
地域生活支援拠点の円滑な運営	障害の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、石巻市と共同で障害のある人の地域生活を支える拠点の整備を進め利用を開始していますが、拠点の充実を進め体制整備を進めます。	健康福祉課
地域移行・地域定着の促進	施設や病院に入所等していた障害のある人の希望に沿った住居の確保や地域生活に移行するための相談等を支援します。	健康福祉課
グループホーム等の整備の検討	少人数で共同して生活を送る居住の場として、グループホームの整備や共生型のグループホームの必要性を検討します。	健康福祉課
知的障害者グループホーム体験ステイ事業	在宅の知的障害のある人に、将来に向けたグループホームへの移行を円滑にするため、体験型グループホームの利用に要する費用の一部を負担します。	健康福祉課
住宅入居等支援事業（地域生活支援事業）	住宅の確保が困難な障害のある人に、賃貸住宅の入居先の確保のための支援や入居継続に必要な支援を行います。	健康福祉課

3 生活安定のための支援

自立した生活を送るためには経済的な面での安定が不可欠です。そのため、生活保障として年金や手当の支給、医療費助成を行います。

取組	取組内容	担当課
経済的な支援	障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済制度に関する窓口業務を行います。また、障害のある人のいる世帯や障害の状況により、NHK放送受信料の減免について手続き等を行います。	健康福祉課
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	呼吸機能の低下により在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害のある人に対し、酸素濃縮器の利用に要する経費(電気料金)の一部を助成します。	健康福祉課
医療費助成	重度の障害のある人が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の自己負担額(高額療養費及び付加給付金を除く)及び入院時の食事療養費に係る標準負担額を助成します。また、指定医療機関において、自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)に要する費用の一部を公費で負担します。	健康福祉課
障害基礎年金の相談	国民年金法の障害1級、2級に該当し、一定の条件を満たす方を対象に、障害基礎年金の相談を行います。	町民生活課

4 家族等への支援

在宅での家族の負担を少しでも軽減できるよう、短期入所等の障害福祉サービスを実施します。また、家族の精神的な介護負担も軽減されるように相談支援や当事者団体・家族会の活動を支援します。

取組	取組内容	担当課
家族への相談支援	障害のある人や家族が気軽に相談できるよう窓口での相談や相談支援事業所を活用した相談受付を行います。	健康福祉課
当事者団体・家族会の活動支援	女川町手をつなぐ親の会等の当事者団体・家族会の運営に対する助成等を行い、研修や交流、文化活動を支援します。	健康福祉課 社会福祉協議会

基本目標2 いきいきとした生活を実現する支援

1 雇用・就労の促進

一般就労を推進するため、障害のある人の就業機会の拡大などに向けて関係機関と連携し、障害者の雇用及び理解の促進に向けた働きかけを行い、障害のある人が安心して働ける場所の確保に努めます。また、福祉的就労の機会を確保します。

取組	取組内容	担当課
障害のある人の雇用の推進に向けた企業への働きかけ	障害のある人の雇用に対する理解を深めてもらい積極的な雇用を企業に働きかけます。	健康福祉課
福祉的就労の機会の確保	創作的活動や生産活動の機会、社会との交流を図り、地域生活の支援を行います。また、一般企業での就労が困難な人の働く場、知識及び能力の向上のために必要な訓練の場を確保します。	健康福祉課

2 健康づくり・保健サービスの充実

障害のある人が健康を維持し、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、健康づくり・保健サービスを実施します。

また、乳幼児期をはじめライフステージごとの健康診査や保健指導・相談事業等を充実することにより、乳幼児期の障害の早期発見や療育に努め、健やかな成長とともに、健康の増進を支援します。

取組	取組内容	担当課
母子保健事業	妊娠時から乳幼児期にわたり、異常の早期発見や早期治療を図り、成長発達を保護者とともに確認することを目的に、「妊婦一般健康診査」や「乳幼児健康診査」及び「各種相談」を実施します。	健康福祉課
精神保健福祉事業	地域精神保健福祉の向上及び自死対策の推進として、「講演会」や「精神保健福祉相談」を実施します。	健康福祉課
身体の不自由な方の健診	障害の有無にかかわらず健診が円滑に受診できるよう配慮し、受診の際には各種健康相談にも応じることで、適切な保健医療につなげていきます。	健康福祉課
障害児者歯科診療対策事業等	一般の歯科検診では対応困難な障害児者に対し、「障がい児・者歯科診療所」での歯科治療を行います。口腔内管理が難しい障害児者を対象に、歯科健診及び歯科相談を行います。	健康福祉課

3 生活支援体制の整備

障害のある人が安心して生活し、社会参加ができるように、生活支援、移動支援、コミュニケーション支援を行います。移動支援は外出支援を充実するとともに、日常生活を送るうえで欠かせない通院にかかる移動支援の検討を進めます。また、新しいまちづくりに対応した、人にやさしい安心・安全な公共交通の確立を目指します。

取組	取組内容	担当課
紙おむつ支給事業	紙おむつを常時使用している人に助成券を支給し、重度の障害のある人を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
補装具の交付・修理	身体の失われた部分や思うように動かすことができない障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために必要な用具を補装具といいます。補装具費支給事業では、補装具の購入・修理に係る費用の一部を支給します。	健康福祉課
日常生活用具の給付等	在宅の障害のある人が日常生活をより便利に生活できるように、障害の程度に応じて各種用具の購入に係る費用の一部を支給します。	健康福祉課
地域生活支援事業の充実	社会参加や余暇活動のための外出支援を行います。日中における活動の場を確保・提供し、家族の就労支援及び一時的休息を図ります。また、寝たきり等の重度の障害のある方を対象に、訪問入浴車を派遣し、入浴介助を行います。	健康福祉課
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能、音声機能等の障害のある人に、手話通訳者・要約筆記奉仕者の派遣を行います。費用は無料です。	健康福祉課
公共交通機関の利用促進	障害者手帳所持者における各種公共交通機関(タクシー、JR等(地下鉄を含む)、バス、国内航空、国内旅客船)の利用料金の割引について周知を行います。	健康福祉課
円滑な移動のための支援	日常生活の円滑な移動を促進するために、有料道路の割引、福祉タクシー利用助成、自動車ガソリン費助成、自動車運転免許取得・改造助成事業(地域生活支援事業)等の支援を行います。	健康福祉課

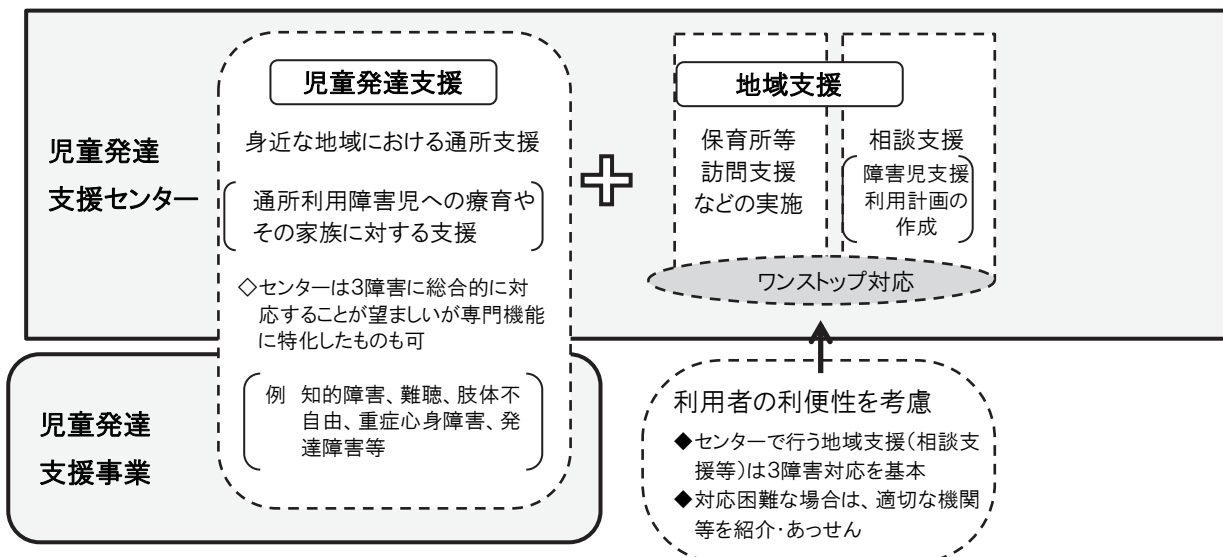
基本目標3 障害児支援・療育体制の充実

1 発達支援・療育支援の充実

乳幼児の発育・発達の遅れ、障害等の早期発見、保健、医療、福祉、教育等の連携の促進、児童発達支援センターの整備を進め、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を提供することで、障害のある児童やその家族を支援します。

取組	取組内容	担当課
障害児への切れ目のない支援体制の構築	ライフステージに応じた支援体制の整備に向けて、切れ目のない障害児支援の拠点となる、児童発達支援センターを整備します。	健康福祉課
障害児通所支援サービスの充実	放課後等デイサービス等の利用を促進し、障害児通所支援等の提供体制の充実を図ります。	健康福祉課
各種乳幼児健診・教室等の実施	障害の予防や早期発見のため、妊産婦への教育や、各種乳幼児健診・教室等を実施します。	健康福祉課
保健、医療、福祉、教育等の携体制の構築	医療的ケアを必要とする障害児支援や発達障害者支援を進めるため、「保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場」を石巻市女川町自立支援協議会に設置するとともに、医療的ケア児等への支援のために、支援コーディネーターを配置します。	健康福祉課
病児・病後児保育の充実	女川町地域医療センターとの連携により、病児・病後児保育の充実を図ります。	健康福祉課 女川町地域医療センター

図表 児童発達支援センターの提供するサービス



資料:厚生労働省「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要」より作成

2 保育・教育の推進

本町では、令和2年度に「女川町教育大綱(女川町教育振興基本計画)」を策定しており、その施策のひとつとして、「一人一人の子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」を掲げています。そこでは、インクルージョン(包摂)の理念にもとづき、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努めています。

障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に育ち、共に学ぶことができる、保育・教育の推進を図ります。

取組	取組内容	担当課
保育所等訪問支援の実施	保育所等を訪問し、障害のある子どもたちが障害のない子どもとの集団生活の適応のために専門的な支援を行っていきます。	健康福祉課
特別支援教育支援体制の充実	女川町特別支援教育連携協議会のもと、特別支援教育コーディネーターにより、保育所、小学校、県立支援学校女川高等学園等の関係機関との連携を通して、インクルーシブ教育の推進を図ります。	教育局 健康福祉課
きめ細かな特別支援教育の推進	保育所や小学校等を対象とした障害児教育の研修会を開催し、それらを通して、障害児の保育・教育のあり方を学び、よりよい実践につなげていきます。	教育局 健康福祉課

基本目標4 障害福祉サービスの体制充実

1 障害福祉サービスの質の向上

住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、障害福祉サービスを充実させるとともに、共生型サービスの継続した提供を目指します。

また、相談やサービスの質を確保・向上するため、石巻市女川町自立支援協議会と連携を図るとともに、「石巻市・女川町基幹相談支援センターくろみ」の運営を行います。

さらに、委託相談支援事業所との定期的な会議の実施、個別ケース会議を開催し、情報共有に努めます。

取組	取組内容	担当課
障害福祉サービスの拡充・充実支援	町内に不足している障害福祉サービスが利用できるよう支援します。また、利用できる事業所の確保に努めます。	健康福祉課
共生型サービスの提供	地域共生社会の実現に向けて、人口減少など地域の実情に応じて、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう創設された「共生型サービス」を提供します。	健康福祉課
石巻市女川町自立支援協議会での検討	石巻市女川町自立支援協議会において、関係機関と連携を図りながら、地域における課題の解決、障害児者の相談やサービス提供の仕組みを検討します。	健康福祉課
委託相談支援事業所・コミュニティサロンとの会議	2か所の委託相談支援事業所・精神障害者コミュニティサロンと定期的な会議を設け、支援ケースの情報共有を図ります。	健康福祉課
個別ケース会議の開催	個別ケース会議を開催し、関係者による個別支援等の検討を行います。	健康福祉課

2 福祉人材の確保・育成

健康福祉のまちづくりを進めるためには、今後ますます福祉人材の確保・育成が必要になります。町と事業者が協力しながら人材の確保・育成に力を入れていきます。

取組	取組内容	担当課
福祉人材の確保・育成の推進	町内在住の人が就労や能力向上のため資格を取得された場合や、資格取得を伴わない研修会等の受講経費及び事業者、団体の方々が主催する研修会等の開催経費の助成を行います。	企画課 健康福祉課

基本目標5 共生社会の実現に向けたまちづくり

1 障害への理解と差別解消への取組の推進

障害のある人もない人も支え合い助け合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会を実現するために、すべての町民が障害のある人への理解と差別解消を促進します。

取組	取組内容	担当課
障害への理解促進と差別解消	障害理解促進、障害者差別解消法に関する広報の充実を図り、障害への理解を促進します。 障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消に関して町職員が適切に対応できるように必要な基本的事項を定めた対応要領を制定します。	健康福祉課 総務課
福祉教育の推進	子どもから大人まで全町民が、それぞれの段階に応じた活動や学習を積み重ねていくことにより、体験を経験につなげる仕組みをつくり、関係機関と共同で福祉教育を進めていきます。	社会福祉協議会

2 権利擁護の充実

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、判断能力に不安を持つ障害のある人が安心して福祉サービスの利用、資産管理等を行えるように、権利擁護の仕組みを充実強化するとともに、積極的な情報提供を行います。また、障害のある人の虐待防止に取り組めます。

取組	取組内容	担当課
日常生活自立支援事業「まもりーぶ」	知的障害・精神障害のある人・認知症の人等で、判断能力が十分でない人が、地域で福祉サービスを適切に利用し、自立した生活を送れるよう女川町社協と地域の生活支援員が手伝います。	社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の町長申立や成年後見人等の報酬助成を行っています。それらと併せ、地域包括支援センター、役場等相談窓口の周知と制度を必要とするひとり暮らし高齢者や障害のある人等への利用支援を行います。	健康福祉課
財産管理サポートセンターとの連携	障害のある人の財産について、本人の願う生活に沿った形で、適正に管理・運用する事業等を行い、障害のある人の地位の向上や人権と権利を擁護し、障害のある人の生活の質の向上に寄与することを目的とします。	健康福祉課
障害者虐待防止の推進	健康福祉課内に設置している「女川町障害者虐待防止センター」において、障害者虐待に関する通報及び届出の受理並びに障害のある人の安全確認及び事実確認とともに、虐待を受けた障害のある人の緊急一時保護に係る調整、障害のある人及び養護者に対する相談、指導及び助言等を行います。	健康福祉課

3 緊急時・災害時の安心・安全策の強化

在宅の高齢者や障害者への支援として、これまで通り、民生・児童委員の見守りや、消費生活相談への対応、緊急通報システム等による支援や防犯・防災・交通安全対策を講じるとともに、災害時等に障害者を守る支援として、新たに災害対策基本法に盛り込まれた「個別避難計画」の作成を推進し、災害時に迅速かつ適切な避難を行う体制を構築します。

また今後も、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、その他の感染症を予防するための情報提供を行い、障害者が安心して地域生活を送るための支援を行います。

取組	取組内容	担当課
消費生活相談支援	訪問販売や電話勧誘トラブルをはじめ、債務や消費者契約等の相談に対応します。あわせて、講演会や出前講座の開催等による啓発活動、情報提供を行います。	産業振興課 健康福祉課
緊急通報システム貸与	ひとり暮らしの身体障害のある人の緊急事態に迅速に対応できるように、緊急通報システムを貸与します。	健康福祉課
防犯・防災・交通安全対策の推進	関係機関と連携を深め、防犯・防災体制の整備や交通安全に関する情報提供に努めます。また、民生児童委員を中心とした見守り活動、各地区における自主防災組織づくりを支援します。	企画課 健康福祉課 町民生活課 社会福祉協議会
災害時要支援者支援体制の構築	女川町地域防災計画に基づき災害時要支援者名簿を整備し、更新方法など、地域での災害時要支援の避難体制を検討するとともに、「個別避難計画」を順次進めます。	企画課 健康福祉課
福祉避難所受入体制整備の検討	災害時に要介護高齢者等に対応できるように、協定を締結した福祉施設と災害時における福祉避難所運営及び緊急入所の受け入れ体制を検討します。また、一般避難所の福祉避難スペースで応急的な対応ができるよう検討します。	企画課

4 支え合い助け合う社会の実現

障害のある人もない人も支え合い助け合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会を実現するために、障害のある人への理解と差別解消を図ります。また、公共交通機関・道路・公共施設・公園等、障害のある人の移動を円滑にするためにバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

取組	取組内容	担当課
障害者住宅改造資金助成	重度の身体障害のある人が居住する住宅のバリアフリー化のために要する費用の一部を助成します。	健康福祉課
手話奉仕員の養成	聴覚障害者が地域でコミュニケーションを円滑に行えるよう、手話によるコミュニケーション技術の取得及び奉仕員の養成を目的として、石巻圏域で講座を開催します。	健康福祉課
民生児童委員協議会での見守り活動の実施	地域において、民生児童委員による見守り活動を実施します。	社会福祉協議会 健康福祉課
バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	障害のある人のみならず、高齢者、幼児等を含めたすべての町民が安心して快適に移動できるよう、段差の解消、歩道の整備等のバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	建設課

第4部 障害福祉計画(第7期)・

障害児福祉計画(第3期)

第1章 障害福祉サービス等・障害児福祉サービスの成果目標

本計画の基本理念と、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等及び障害児福祉サービスの提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年度末までに5%以上の削減することを定めています。

本町では、令和4年度末時点の施設入所者数6人のうち、1人が令和8年度末までに地域生活に移行することを目指します。施設入所削減数については、現入所者の障害の程度等から削減することは難しく、今後、家庭の状況や障害の程度等により施設入所を希望する者が見込まれるため、目標設定はしないこととします。

項目	数 値	考え方
【基準値】 令和4年度末時点の入所者数(A)	6人	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 地域生活移行者数(B)	1人 (16.7%)	令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標数
【目標値】 施設入所者削減数	-	目標設定なし

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

本町では、石巻圏域において保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する協議の場を開催し、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができる環境づくりを推進します。

(回、人/年)

活動指標	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	14	14	14
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

②精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

現在の実績をもとに、精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むことを見込んで、相談支援、居住系サービスの見込量を設定します。

(人/年)

活動指標	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	人	0	0	0

3 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証等

国の指針では、令和8年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村において整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のためコーディネーターを配置する等により効果的な支援体制の構築を進めることを定めています。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討することを基本としています。

本町では、石巻市と共同で、「面的整備」として緊急時等の相談支援対応においての体制整備は行っております。引き続き、「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」を中心として各相談支援事業所等と連携しながら、運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実に努めます。

項目	目標	考え方
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築	構築済	—
緊急時の連絡体制の構築	構築済	—
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	年1回	—
コーディネーターの配置人数	5人	—
生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年2回	—

②強度行動障害を有する者への支援体制の充実

国の指針では、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを定めています。

本町では、強度行動障害を有する者に関しての支援ニーズを把握し、支援体制を目指します。

項目	目標	考え方
【目標値】 令和8年度末の整備状況	整備	令和9年3月31日時点の目標

4 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労移行者数

国の指針では、令和8年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて一般就労への移行実績を、令和3年度の1.28倍以上にすることを定めています。

また、国の指針では、就労移行支援事業では令和3年度の1.31倍以上、就労継続支援事業(A型)では令和3年度の1.29倍以上、就労継続支援事業(B型)では令和3年度の1.28倍以上にすることを定めています。

本町では、就労移行支援事業等を利用した令和3年度の年間一般就労者数は0人でしたが、令和8年度には就労移行支援事業等を利用して1人になることを目指します。

なお、石巻市女川町自立支援協議会では、就労支援部会を設置しており、障害のある人の就労に関する支援や地域の現状や課題について検討し、能力が発揮できるような環境づくりに今後も取り組んでいきます。

項目	数値	考え方
【基準値】 就労移行支援事業等を利用した 令和3年度の年間一般就労者数	0人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人の数
【目標値】 就労移行支援事業等を利用した 令和8年度の年間一般就労者数	1人	令和8年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労する人の数

項目	数値	考え方
就労移行 支援事業	【目標値】 令和8年度の 年間一般就労者数	1人 令和8年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数
就労継続 支援事業 (A型)	【目標値】 令和8年度の 年間一般就労者数	0人 令和8年度において就労継続支援事業(A型)を利用し、一般就労する人の数
就労継続 支援事業 (B型)	【目標値】 令和8年度の 年間一般就労者数	0人 令和8年度において就労継続支援事業(B型)を利用し、一般就労する人の数

②就労定着支援事業利用者数

国の指針では、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすると定めています。

本町では、就労移行支援事業等を利用した令和8年度の年間利用者数の目標を1人としていることから、その1人が就労定着支援事業を利用することを目指します。

項目	数値	考え方
【基準値】 令和3年度の就労移行支援事業利用者数	1人	令和3年度において就労移行支援事業等を利用する人の数
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数	1人 (100%)	令和8年度において就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人のうち、就労定着支援事業を利用した人の数

③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

国の指針では、令和8年度において、町内の就労定着支援事業所のうち就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。)が70%以上の事業所を全体の25%以上とすることを定めています。

本町内には、現時点で就労定着支援事業所がないため、計画期間中にできた場合は、就労定着率が70%以上になることを目指します。

5 障害児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

国の指針では、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センター及び地域の障害児通所支援事業所等が行う保育所等訪問支援等を活用し、令和8年度までに障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本としています。

◆児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、市町村または圏域に1か所以上設置すると定めています。本町では、石巻市と共同で令和8年度末までに児童発達支援センターの整備を目指します。

項目	数 値	考え方
【基準値】 令和4年度末の児童発達支援センター数	0か所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の児童発達支援センター数	1か所	令和9年3月31日時点の数

◆保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援を利用できる体制については、圏域内に提供事業所があることから、継続してサービスを提供してまいります。

項目	数 値	考え方
【基準値】 令和4年度末の事業所数	1事業所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の事業所数	1事業所	令和9年3月31日時点の数

②重症心身障害児・医療的ケア児への支援

国の指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

本町には、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所がないため、近隣市町と共同で圏域内での確保に努めます。

また、既に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が圏域内にあるため、継続してサービスを提供します。

項目	数 値	考え方
【基準値】 令和4年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	0事業所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	令和9年3月31日時点の数
【基準値】 令和4年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1事業所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1事業所	令和9年3月31日時点の数

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーター配置

◆関係機関の協議の場

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを定めています。

本町では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を石巻市女川町自立支援協議会の障害児支援部会に設置しており、今後も継続してまいります。

◆医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを定めています。

本町の圏域内では、既にコーディネーターを1人配置済みですが、計画期間内は配置を維持していくよう努めます。

(人/月)

活動指標	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児支援のコーディネーター配置人数	人	1	1	1

6 相談支援体制の充実・強化等

①基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

国の指針では、令和8年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを定めています。

本町では、石巻市と共同で設置した「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」が総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施しています。今後もその体制を確保します。

◆地域の相談支援体制の強化

「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」において、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施します。

(回、件、人/年)

活動指標	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	120	120	120
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	28	28	28
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	80	80	80
基幹相談支援センターの個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み	件	12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み	人	1	1	1

②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

国の指針では、令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが定められています。

「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」の機能の強化に努め、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組のための協議会の体制を確保します。

(回、機関、部会、回)

活動指標	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数及び参加事業者・機関数の見込み	実施回数	4回	4回	4回
	参加事業者・機関数	4機関	4機関	4機関
協議会の専門部会の設置数及び実施回数の見込	設置数	4部会	4部会	4部会
	実施回数	40回	40回	40回

7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築

国の指針では、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することを求めているため、令和8年度末までに、更なるサービスの質の向上を図るための体制構築に努めます。

◆宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への本町職員の参加人数

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、本町障害福祉担当職員の参加を促進し、毎年職員が参加し、係内でその結果を共有するものとします。

(人/年)

活動指標	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の女川町職員の参加人数	人	2	2	2

◆障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、審査結果を分析したのち、その結果を事業者と共有し、適正な給付費の請求を目指します。

8 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

(人/年)

活動指標	単位	第7期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム受講者数	人	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	1	1

第2章 障害福祉サービス等・障害児福祉サービスの 量の見込みと確保策

1 障害福祉サービス等・障害児福祉サービスの内容

(1) 障害福祉サービス・地域生活支援事業

① 自立支援給付(障害福祉サービス)

訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の支援を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供する
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある人に、行動の際の危険回避、その他の支援を行う
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供する
日中活動系サービス	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練やその他の支援を提供する
自立訓練 (生活訓練)	知的障害・精神障害のある人に、一定期間日常生活能力向上のために必要な訓練やその他の支援を提供する
就労選択支援【新設】	特別支援学級卒業者や就労移行支援等を対象に、能力や特性や必要な支援のアセスメントを行い、支援する
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行う
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行う
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行う
就労定着支援	就労支援等のサービスを受けていた障害のある人などに、就労定着に向けた支援(企業・家族との連絡調整や生活支援等)を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供する
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを提供する。
居住系サービス等	
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言等を行う

共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談その他日常生活に必要な支援を提供する
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護その他必要な支援を提供する
相談支援サービス	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用計画を作成する
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人が地域に生活を移行するため、住居の確保やその他の活動に関する相談その他の便宜を供与する
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対し、相談その他の便宜を供与する

② 地域生活支援事業

必須事業	相談支援事業	
	障害者相談支援事業	障害のある人やその家族の保健福祉や生活に関する相談に応じ、障害福祉サービス等必要な情報を提供し、利用に当たっての援助、サービス事業所の紹介を行う
	地域自立支援協議会	地域において障害のある人の生活を支える相談支援事業等のシステムづくりの中核的な役割を果たし、困難事例への対応のあり方について協議・検討するための関係機関のネットワークを構築する
	基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置することで、相談支援機能の強化を図る
	住宅入居等支援事業	障害のある人の地域生活移行を進めるため、住宅の確保が困難な障害のある人に対し、賃貸住宅の入居先確保のための支援、入居継続のために必要な支援を行う
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない知的障害のある人や精神障害のある人が成年後見制度を利用する場合に申立てを支援する
	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障害のある人に対し、健聴者との意思疎通を円滑に行うため、手話通訳者等の派遣を行う
	日常生活用具給付等事業	障害のある人の在宅生活を支援するため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等を行う
	移動支援事業	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、屋外における移動の支援を行う
	地域活動支援センター事業	センター利用者に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、地域生活の支援を行う
その他の事業	知的障害者職親委託制度	知的障害のある人の自立更生を図るため、知的障害のある人を一定期間、知的障害のある人の更生援護に熱意のある事業経営者等に預け、生活指導、技能習得訓練等の支援を行う
	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場の確保と、家族の一時的休息のため、日中の一時的な見守り等の支援を行う
	社会参加促進事業	
	自動車運転免許取得・改造助成事業	重度の身体障害のある人の社会参加のため、自動車運転免許取得と自動車改造に必要な費用の一部を助成する
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成を行うため、手話実技及び手話に関する基礎知識等を習得するための講座を開催する

(2)障害児福祉サービス

障害児通所支援	
児童発達支援	障害のある児童(療育の必要な児童)に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う
放課後等デイサービス	就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供する
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う
障害児入所支援 (都道府県)	障害児入所施設に入所等をする障害のある児童に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う

2 見込量と確保策

【障害福祉サービス等】

(1)訪問系サービス

第6期計画では居宅介護のみ実績があります。第7期計画でもその実績が継続すると見込みます。また、利用者や家族の健康状態などの暮らしの環境や障害特性に応じたサービスのニーズの増加が見込まれます。

障害特性により日常生活に支障がある方が、在宅生活を送ることができるように、必要とされるサービス提供体制の充実を図ります。

(月当たり)

	単位	区分	第6期			第7期			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護	サービス量	時間	計画	130	130	130	60	60	60
			実績	66.6	48.3	56.2			
		%	計画比	51.2	37.2	43.2			
	実利用者数	人	計画	6	6	6	10	10	10
			実績	6.4	9.3	9.0			
		%	計画比	106.7	155.0	255.0			
重度訪問介護	サービス量	時間	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			
同行援護	サービス量	時間	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

(月当たり)

		単位	区分	第6期			第7期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	サービス量	時間	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			
重度障害者等包括支援	サービス量	時間	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

(2)日中活動系サービス

生活介護は、第6期では実績が増加傾向であり、第7期は利用が継続すると見込みます。

自立訓練(機能訓練)は、令和4年度から1人の利用があり、第7期も利用が継続すると見込みます。

自立訓練(生活訓練)は令和4年度以降利用がありませんが、第7期は一定の利用を見込みます。

第7期から新たに導入される就労選択支援については、特別支援学級卒業者や就労移行支援等を新たに要する者の数を勘案して見込みます。

就労移行支援は、第6期では一定の利用があり、第7期も一定数の利用を見込みます。

就労継続支援(A型)は、第6期は計画では2人でしたが、第7期では1人の利用を見込みます。

就労継続支援(B型)は、高い数値で継続した利用があるため、第7期も一定の利用を見込みます。

就労定着支援は、第6期は利用がありませんが、関係機関へのヒアリングでは就労後の困りごとを相談できる支援や、職場での障害に対する理解促進、啓発の要望もあがっており、体制の整備を図る必要があります。

療養介護は、第6期は1人の利用があります。第7期も1人の利用が継続すると見込みます。

短期入所(福祉型)は、第6期は「親なき後」を見据えた定期的な利用と介助者の疾病等緊急時の利用がありました。第7期も継続した利用が見込まれます。短期入所(医療型)は、圏域に受け入れ先が少なく第6期は利用がありません。県において医療的ケアが必要な方が地域格差なく支援を受けられる対策を進めていることから、県とともに対策に努めます。

		単位	区分	第6期			第7期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	サービス量	人日	計画	240	260	260	270	270	270
			実績	238.5	262.5	267.0			
			% 計画比	99.4	101.0	102.7			
	実利用者数	人	計画	12	13	13	14	14	14
			実績	13.3	15.3	14.8			
			% 計画比	110.8	117.7	113.8			
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	人日	計画	0	0	0	3	3	3
			実績	0	0.6	3.2			
			% 計画比	-	-	-			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	1	1	1
			実績	0	0.2	1.0			
			% 計画比	-	-	-			

(月当たり)

		単位	区分	第6期			第7期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人日	計画	35	50	50	5	5	5
			実績	4.8	0	0			
		%	計画比	13.7	0.0	0.0			
			計画	2	3	3	1	1	1
		人	実績	0.5	0	0.0			
			計画比	25.0	0.0	0.0			
就労選択 支援【新設】	サービス量	人日	計画				1	1	1
就労移行 支援	サービス量	人日	計画	40	60	60	20	20	20
			実績	1.6	7.2	23.8			
		%	計画比	4.0	12.0	39.7			
	実利用者数	人	計画	2	3	3	2	2	2
			実績	0.1	0.7	1.4			
		%	計画比	5.0	23.3	46.7			
就労継続 支援 (A型)	サービス量	人日	計画	40	40	40	10	10	10
			実績	0	1.5	0			
		%	計画比	0.0	3.8	0			
	実利用者数	人	計画	2	2	2	1	1	1
			実績	0	0.2	0			
		%	計画比	0.0	10.0	0.0			
就労継続 支援 (B型)	サービス量	人日	計画	400	420	440	450	450	450
			実績	396.1	503.0	442.8			
		%	計画比	99.0	119.8	100.6			
	実利用者数	人	計画	20	21	22	22	22	22
			実績	21.1	25.3	21.8			
		%	計画比	105.5	120.5	99.1			
就労定着 支援	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

(月当たり)

		単位	区分	第6期			第7期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	実利用者数	人	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	1.0	1.0	1.0			
		%	計画比	100.0	100.0	100.0			
短期入所 (福祉型)	サービス量	人日	計画	15	15	15	20	20	20
			実績	2.9	18.8	25.3			
		%	計画比	19.3	125.3	168.7			
	実利用者数	人	計画	3	3	3	2	2	2
			実績	0.6	1.1	0.8			
		%	計画比	20.0	36.7	26.7			
短期入所 (医療型)	サービス量	人日	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

(3)居住系サービス等

自立生活援助は第6期の利用はありませんでしたが、施設入所者等の地域生活への移行があると思込んで、第7期は1人と見込みます。

共同生活援助(グループホーム)は、令和5年度をもって町内施設が閉鎖となりましたが、今後は近隣市での利用を見込むとともに、ニーズを把握し、利用者の意向に沿ったサービス提供を行います。

施設入所支援は、第6期は6人の利用となっています。第7期も継続して6人と見込みます。

(月当たり)

		単位	区分	第6期			第7期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実利用者数	人	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0			
			% 計画比	0.0	0.0				
共同生活援助(グループホーム)	実利用者数	人	計画	17	18	19	17	17	17
			実績	16.2	16.9	15.3			
			% 計画比	95.3	93.9	80.5			
施設入所支援	実利用者数	人	計画	5	5	5	6	6	6
			実績	6.0	6.1	6.0			
			% 計画比	120.0	122.0	120.0			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

(4)相談支援サービス

計画相談支援は、第6期は各年度月あたり10人程度の利用があります。第7期も継続すると見込み、10人を見込みます。

また、支援が必要な人に適切な障害福祉サービスが提供できるよう、サービス利用についての情報提供に努めます。

地域移行支援、地域定着支援は、第6期の利用はありませんでした。施設入所者や精神病床に入院している人の地域生活への移行があることを見込み、第7期は1人と見込みます。

(月当たり)

		単位	区分	第6期			第7期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数	人	計画	10	10	10	10	10	10
			実績	8.7	10.5	8.3			
			% 計画比	87.0	105.0	83.0			
地域移行支援	実利用者数	人	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0			
			% 計画比	0.0	0.0	0.0			
地域定着支援	実利用者数	人	計画	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0			
			% 計画比	0.0	0.0	0.0			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

(5)地域生活支援事業

地域生活支援事業については、市町村が実施主体である等、地域の実情に応じた事業の実施が求められています。第7期は、第6期の実績を踏まえて見込量を定め、事業運用を行います。

相談支援事業は、現状の相談支援事業所2か所を維持します。また、石巻市とともに自立支援協議会を設置し、福祉・医療・教育・就労の関係機関が連携し、障害のある人の生活を支援します。

コミュニケーション支援事業は第6期の実績がありませんが、聴覚障害のある人等へ社会参加を促すため、事業の周知に努めます。

日常生活用具給付等事業は、第6期はニーズが一定程度あることから、今後も継続した日常生活用具の給付を行います。

移動支援事業、日中一時支援事業は、利用量が増加すると見込まれるため、継続してサービス提供を実施します。

地域活動支援センター事業は町内1カ所で実施しており、利用者が減少傾向であるため、事業の周知とサービス提供体制の維持に努めます。

社会参加促進事業は、今後も手話奉仕員を養成するための研修を継続します。

(年当たり)

	単位	区分	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)相談支援事業								
①相談支援事業								
ア 障害者 相談支援 事業	か所	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
	%	計画比	100.0	100.0	100.0			
イ 自立支援 協議会	実施	計画	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
②基幹相談支援セ ンター等機能強 化事業	実施	計画	有	有	有			
		実績	有	有	有			
③住宅入居等支 援事業	か所	計画	有	有	有			
		実績	有	有	有			
④成年後見制度 利用支援事業	か所	計画	有	有	有			
		実績	有	有	有			
(2)コミュニケーション 支援事業	件	計画	1	1	1			
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0	0.0	0.0			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

(年当たり)

	単位	区分	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(3)日常生活用具 給付等事業	件	計画	90	90	90	70	70	70
		実績	80	74	55			
	%	計画比	88.9	82.2	61.1			
①介護・訓練支援 用具	件	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	1	1	1			
	%	計画比	50.0	50.0	50.0			
②自立生活支援 用具	件	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	1	1	1			
	%	計画比	50.0	50.0	50.0			
③在宅療養等 支援用具	件	計画	3	3	3	2	2	2
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0	0.0	0.0			
④情報・意思疎通 支援用具	件	計画	12	12	12	15	15	15
		実績	15	18	12			
	%	計画比	125.0	150.0	100.0			
⑤排せつ管理 支援用具	件	計画	70	70	70	70	70	70
		実績	64	54	42			
	%	計画比	91.4	77.1	60.0			
⑥居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0	0.0	0.0			
(4)移動支援事業								
実利用者数	人	計画	10	10	10	5	5	5
		実績	4	5	3			
	%	計画比	40.0	50.0	30.0			
延べ利用時間数	時間	計画	100	100	100	60	60	60
		実績	52.0	59.5	30.5			
	%	計画比	52.0	59.5	30.5			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

(年当たり)

	単位	区分	第6期			第7期		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(5)地域活動支援センター事業								
実施か所数	か所	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	%	計画比	100.0	100.0	100.0			
実利用者数	人	計画	7	7	7	5	5	5
		実績	6	5	4			
	%	計画比	85.7	71.4	57.1			
(6)日中一時支援事業								
実利用者数	人	計画	6	6	6	8	8	8
		実績	6	6	8			
	%	計画比	100.0	100.0	133.3			
延べ利用日数	日	計画	100	100	100	800	800	800
		実績	643	616	300			
	%	計画比	643.0	616.0	300.0			
(7)社会参加促進事業								
手話奉仕員 養成研修事業	人	計画	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
	%	計画比	0.0	0.0	0.0			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

【障害児福祉サービス等】

(1)障害児通所支援等サービス

児童発達支援は、第2期は計画値を大きく下回りましたが、一定数の利用があります。第3期は利用者2人と見込み、サービス量・人数とも増加することを見込みます。

放課後等デイサービスは、第2期はサービス量の実績値が計画値を上回り、ニーズも増えてきていることから、7期も継続した利用があると見込みます。また、町内に事業所がないため、送迎などのサービス提供体制の課題解決を目指します。

保育所等訪問支援は、第2期期間で実施可能な事業所ができ、ニーズもありサービス提供に繋がりました。第3期は実績を踏まえ、利用が増加すると見込みます。

居宅訪問型児童発達支援は、サービス提供事業所が圏域にないため、第2期は利用がありませんでした。

障害児の療育的支援のニーズは増加傾向にあるため、障害特性に応じた必要な支援が出来るよう、保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携を図り、適切なサービス提供体制を確保します。

(月当たり)

	単位	区分	第2期			第3期			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	サービス量	人日	計画	24	36	48	30	30	30
			実績	7.5	0	7.0			
		%	計画比	31.3	0.0	14.6			
	実利用者数	人	計画	2	3	4	2	2	2
			実績	1.0	0	0.3			
		%	計画比	50.0	0.0	7.5			
放課後等デイサービス	サービス量	人日	計画	20	20	20	21	21	21
			実績	4.0	31.3	29.7			
		%	計画比	20.0	156.5	148.5			
	実利用者数	人	計画	2	2	2	3	3	3
			実績	2.0	2.3	1.0			
		%	計画比	100.0	115.0	50.0			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

(月当たり)

		単位	区分	第2期			第3期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等 訪問支援	サービス量	人日	計画	4	8	12	4	4	4
			実績	2.2	1.4	0			
		%	計画比	55.0	17.5	0.0			
	実利用者数	人	計画	1	2	3	2	2	2
			実績	1.3	1.0	0			
		%	計画比	130.0	50.0	0.0			
居宅訪問型 児童発達 支援	サービス量	人日	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			
	実利用者数	人	計画	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
		%	計画比	-	-	-			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

(2)障害児相談支援サービス

障害児相談支援は、第2期の実績は月当たり1人程度となっていますが、第3期は第2期の実績を考慮し、月当たり2人と見込みます。

(月当たり)

		単位	区分	第2期			第3期		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児 相談支援	実利用者数	人	計画	2	3	4	2	2	2
			実績	0.8	1.1	1.0			
		%	計画比	40.0	36.7	25.0			

※令和5年度欄は、9月時点の月当たり実績

3 円滑なサービス提供のための方策

(1) 自立支援協議会の活動充実に向けた支援

石巻市女川町自立支援協議会は、関係機関と連携を図りながら、地域における課題の解決、障害のある人の相談やサービス提供の仕組み等を検討することを目的に、関係市町の事業所・関係機関と連携して活動をしています。

サービスの見込量の確保に当たっては、自立支援協議会と連携し、専門性の高い相談支援システムが構築されるよう、指定事業所の一層の確保やネットワークづくり、相談支援体制の強化を進めます。

(2) 町内外のネットワークによる福祉人材の確保等とサービスの質の向上

町内外の障害福祉サービス提供事業者間ネットワークを構築し、福祉人材の確保・育成をはじめとする課題の共有と、共同による取組を進めながら、個々の障害の状態に応じた柔軟なサービスを提供できるよう、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

(3) 適切なサービス利用のための情報提供と町民の意識の醸成

障害者が必要なサービスを適切に利用できるよう、石巻市女川町自立支援協議会等とも連携しながら、さまざまな機会をとらえ、わかりやすくきめ細かな情報提供に努めます。

また、障害のある人もない人もともに暮らせる共生社会をつくるために、町民のノーマライゼーションの理解をより一層深め、すべての人にとって暮らしやすいまちとなるよう、意識の醸成とコミュニティづくりを進めます。

資料編

1 検討体制

(1)女川町老人等保健福祉計画推進委員会

【任期:令和4年10月1日~令和6年9月30日】

(順不同敬称略)

氏名	役職等
平塚 としえ	女川町社会福祉協議会 女川町地域活動支援センター 施設長
高橋 孝信	女川町社会福祉協議会 会長
佐藤 雅裕	女川町商工会 理事
土井 賢亮	女川町民生児童委員協議会 会長
東海 久美子	女川町食生活改善推進員
阿部 由理	女川町保健推進員
阿部 俊也	女川町身体障害者福祉協会 会長
塩森 はつみ	女川町手をつなぐ親の会 会長
○齋藤 康隆	社会福祉法人石巻祥心会 障害者支援施設ひたかみ園 施設長
小野寺 一恵	ひまわりデイサービスセンター 障がい者相談支援室 相談支援専門員
齋藤 俊美	女川町行政区長会 前会長
齋藤 俊	社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホームおながわ 園長
◎齋藤 充	女川町地域医療センター センター長
阿部 正浩	女川町社会教育委員 副議長
木村 洋之	株式会社 黄金バス
吉田 雅	女川町ゆぽっぽコンソーシアム 支配人

◎は委員長、○は副委員長(順不同敬称略)

2 検討経緯

(1) 女川町老人等保健福祉計画推進委員会での検討

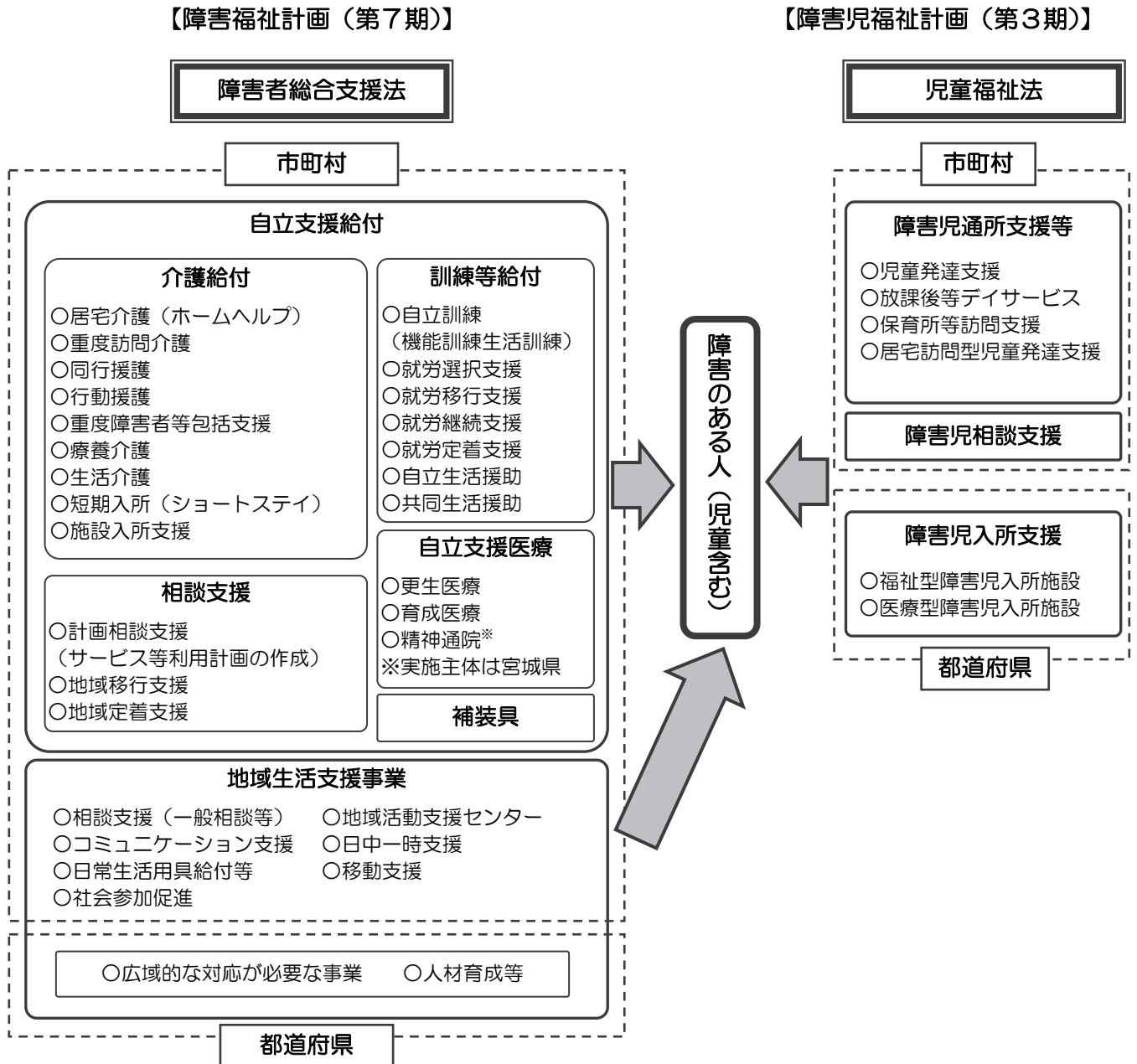
回数	開催日・場所	会議事項
第1回	令和5年5月25日(木) 女川町保健センター 保健指導室	1 高齢者福祉計画(第10次)・介護保険事業計画(第9期)について 2 障害者計画(第6次)・障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)について
第2回	令和5年10月10日(月) 女川町保健センター 保健指導室	1 介護保険事業計画(第9期)策定に向けての女川町ケアマネジャーアンケート調査結果について 2 高齢者福祉計画(第9次)・介護保険事業計画(第8期)に係る評価・課題及び施策の方向性について 3 障害者計画(第7次)・障害福祉計画(第7次)・障害児福祉計画(第3期)策定のためのアンケート調査結果等について 4 障害者計画(第6次)・障害福祉計画(第6次)・障害児福祉計画(第2期)に係る評価・課題及び施策の方向性について(令和4年度評価を含む)
第3回	令和6年1月12日(金) 女川町保健センター 保健指導室	1 高齢者福祉計画(第10次)・介護保険事業計画(第9期)について 2 障害者計画(第7次)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)について
第4回	令和6年2月29日(木) 女川町保健センター 保健指導室	1 高齢者福祉計画(第10次)・介護保険事業計画(第9期)について 2 障害者計画(第7次)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)について

3 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための調査の調査項目

大項目	問番号	設問
A 基本属性	問1	記入者
	問2	性別
	問3	年齢(付問:通学先、日中の過ごし方)
	問4	居住地区
	問5	家族構成(付問:同居者)
	問6	所持する手帳(程度)、難病(特定疾患)認定の有無
	問7	身体障害者手帳に記載された項目
	問8	年収
B 住まい	問9	住居形態
	問10	住居について困っていること(設計・設備、住宅事情)
B 日常生活	問11	日常生活の状況(ADL等)
	問12	介助の状況
	問13	近所づきあいの程度
C 障害福祉サービス	問14	障害福祉サービスの利用状況・利用意向
	問15	不足していると思うサービスはあるか (付問:不足しているサービスの種類)
D 外出	問16	外出の頻度(付問:主な同伴者、目的、移動手段)
	問17	外出の際に不便に思うこと
E 就労	問18	就労状況(付問:仕事の形態、月収、仕事をする上での不安、仕事をしていない理由)
	問19	今後したい仕事
	問20	障害のある人が働くために必要なこと
F 相談・情報	問21	悩みや困りごとを相談できる人の有無(付問:相談先)
	問22	福祉サービスに関する情報の入手先
	問23	希望する情報の入手媒体
G 文化芸術活動	問24	1年間に行った文化・芸術・余暇活動
	問25	文化・芸術・余暇活動参加の妨げになっていること
H 防災	問26	緊急時の単独避難の可否(付問:助けてくれる人の有無、助けてくれる人)
	問27	災害時の困りごとや不安なこと
I 医療	問28	医療サービスの利用状況
	問29	医師の治療の有無(付問:往診・通院回数、通院時の困りごと)
J 権利擁護	問30	町民のノーマライゼーションの理解の有無(付問:ノーマライゼーションが理解されていないと感じるとき)
	問31	成年後見制度の認知度
	問32	障害者差別解消法の認知度
K 施策	問33	充実を望む施策
	問34	女川町の障害のある人の施策、地域で暮らし続けるために必要なこと等に関する意見・要望(自由回答)
L 介助者の状況	問35	介助者(主として介助や支援をしている人)の本人との関係・性別・年齢)
	問36	介助の負担感やストレスを軽減させるために重要なこと

4 障害福祉サービスの全体像

障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービスの全体像は次のとおりです。



障害のある人（児童含む）

5 用語集

ア行

インクルージョン

「包含」や「包括」といった意味もち、障害者を同じ社会のなかで支え、個性を尊重するとともに多様性を活かそうという概念として、社会福祉のあり方を見直す概念として広まるようになった。教育分野では、障害者や障害児と共生できる社会を目指し、インクルーシブ教育システムの構築が進められています。

カ行

ケアマネジメント

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題(ニーズ)に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステムです。

グループホーム

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等が、地域社会において共同生活を営む住居またはその形態。これらの居住者に対する日常生活援助等のサービスを指す意味でも用いられます。

高次脳機能障害

交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が起きた状態。注意力や集中力の低下、記憶力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、生活に支障をきたしますが、外見上では分かりにくく、周囲の理解が得られにくいと言われています。

サ行

重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由を重複している障害を重症心身障害といいます。重度の知的障害及び肢体不自由の規定はなく、概ね重度の知的障害は IQ35以下もしくは IQ50以下の盲あるいは聾、肢体不自由のことであり、重度の肢体不自由は身体障害者等級の1級、2級の肢体不自由を意味するとされています。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本的理念とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害(障害児含む)と定義しています。

自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自立支援協議会

相談支援体制の構築をはじめ、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会をつくるために、地域の関係者が協働して、問題の解決を目指していく場です。主な機能は、相談支援事業者の運営評価、困難事例への対応に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発等があります。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度です。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上監護等を行います。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もあります。

夕行

地域生活支援拠点

「親なき後」を見据えて、相談、体験の機会・場(グループホーム等)、緊急時の受入れ・対応、専門性(人材の確保・養成、連携等)、地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)等の機能を有し、障害のある人の地域生活を支援する機能を担う体制をさします。

ナ行

難病

発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病を指します。

難病のうち「指定難病」とは、医療費助成の対象として指定されている疾病のことで、338疾病が指定されています。

ノーマライゼーション

障害者基本計画では、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方としています。

ハ行

発達障害

発達障害者支援法では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害等がこれに含まれます。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、使用されています。現在では、障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられています。

ピア・サポーター

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うもの」と定義しています。ピアサポートの「ピア(英語:peer)」には、仲間・同輩・対等者などの意味があり、ピアサポートは仲間・同輩同士の相互支援を意味しています。

ペアレント・トレーニング

ペアレント・トレーニングとは、発達障害のある子どもの親を対象に、目標行動の設定、行動の機能分析、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを習得していく支援技法であり、親の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進や不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。

ペアレント・プログラム

親が子育てを楽しめるためのプログラム「行動で考える／行動で見る」ことに特化して、保護者の認知的な枠組の修正を目指した認知行動療法的なプログラム(親の側に焦点をあてており、地域の保育士・保健師・障害施設職員が実施)です。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人々が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです。バリアフリーとの違いは、どちらも「すべての人が平等に参加できる」という同じゴールを目指していますが、ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、より発展させた考え方といえます。

女川町障害者計画(第7次)・障害福祉計画(第7期)
・障害児福祉計画(第3期)

令和6年3月

発行:女川町(健康福祉課)

〒986-2265
宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電話:0225-54-3131(代表)

